

令和3年度版

八代市男女共同参画年次報告書



YATSUSHIRO

熊本県八代市

八代市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、自然豊かな山、川、海、そして実り多き平野に恵まれたふるさとで、性別にかかわらず自分らしくいきいきと暮らせる、だれもが住みたい、住み続けたいまち“やつしろ”を希望と誇りを持って、次世代につないでいきます。

そのために、男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”を実現します。

- 一 わたしたちは、家庭・地域・学校・職場における男女共同参画に関する教育、学習を進めて、男女共同参画意識の高いまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いや暴力をなくすとともに、健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女がともに個性と能力を発揮でき、自分らしく多様な生き方が選択できるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野へ参画し、喜びも責任も分かち合うことができるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女共同参画社会の実現に向けて、市民・地域・事業所・行政が一体となって協働するまちをめざします。

ここに、八代市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

平成21年6月19日

八代市

目次

I	第2次八代市男女共同参画計画の基本的な考え方.....	1
II	第2次八代市男女共同参画計画の施策の体系.....	7
III	第2次八代市男女共同参画計画の成果指標進捗状況及び取組状況.....	9
IV	令和2年度男女共同参画推進室の事業実績.....	47
V	データでみる八代市の男女共同参画の状況.....	54
VI	資料.....	57
	八代市男女共同参画推進条例.....	58
	八代市男女共同参画推進条例施行規則.....	62
	八代市男女共同参画審議会委員名簿.....	65
	男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD一覧.....	66
	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）.....	72

I

第2次八代市男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 21 年 3 月に「八代市男女共同参画計画（平成 21 年度～平成 30 年度）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、「男女が性別にとらわれず、多様な価値観を認め合って、個性と能力を十分に発揮することにより、男女がともに支え合う元気都市“やつしろ”の実現」を将来像に掲げ、各種施策を推進してきました。

こうした中、少子高齢化の急速な進展による労働人口減少社会の中において、活力あるまちを持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することがますます重要となっています。

また、平成 27 年 9 月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されるなど、女性の活躍に向けた取組みを推進していくことが求められています。平成 30 年度をもって現計画の期間が終了することに伴い、これまでの成果や課題、国・県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための「第 2 次八代市男女共同参画計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づく「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。
- (2) 本計画は「八代市男女共同参画推進条例」第 10 条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、八代市総合計画の部門計画と位置づけます。
- (3) 本計画は「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。
- (4) 本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」と位置づけます。
- (5) 本計画は全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、市民、地域、事業所、行政が一体となって、協働するための指針と位置づけます。

3 計画の期間

2019（平成 31）年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

4 計画策定の背景

(1) 国の動き

国においては、「日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）」の中核に「女性の活躍」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組みを推進するとともに、平成 27 年 9 月に「女性活躍推進法」を施行し、平成 27 年 12 月には、平成 28 年度から平成 32 年度までの施策を掲げた「第 4 次男女共同参画基本計画」（以下「国第 4 次計画」という。）を策定しました。

平成 30 年 5 月には国会や地方議会の選挙での男女の候補者の数ができる限り「均等」になることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、あらゆる分野において女性の活躍に向けた施策が推進されています。

(2) 熊本県の動き

熊本県では、平成 26 年 8 月に県内の経済界をはじめとする関係機関・団体などの多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、平成 27 年 2 月には『企業、女性・男性、社会が“変わる”』という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業所などを取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定しました。

また、平成 28 年 3 月に「第 3 次熊本県男女共同参画計画」の成果と課題及び新しい動きなどを踏まえた「第 4 次熊本県男女共同参画計画」を策定しました。

(3) 八代市の取組み

本市では、平成 21 年度から「男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”の実現」をめざして、男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域づくりを行うために、「八代市男女共同参画計画」をスタートさせました。また、同年度には市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組むために、「男女共同参画都市」を宣言しました。

平成 25 年度には、国・県の動向をはじめ社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ「八代市男女共同参画計画」の一部見直しと平成 26 年度からの実施計画を策定し、総合的かつ計画的に様々な施策を展開してきました。

(4) 男女共同参画をめぐる新たな動き

①女性活躍の推進

平成 25 年 6 月、「日本再興戦略」において「女性の活躍」を日本の成長戦略の中核と位置づけることが閣議決定され、平成 27 年 9 月には「女性活躍推進法」が施行されるなど、女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のための環境整備や取組みが求められています。

②ワーク・ライフ・バランスの推進（男女の働き方改革）

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、働き方改革は、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジと位置づけられています。また、「国第 4 次計画」では「男性中心型労働慣行の見直しと女性の活躍」が柱のひとつとなっており、これまでの長時間勤務が当たり前とされてきた男性中心の働き方などを前提とする労働慣行などを変革し、多様で柔軟な働き方が選択できる労働環境づくりを推進することが、女性の活躍に繋がるとともに、男女がともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図れる社会の実現にも必要とされています。

③男女共同参画の視点での防災体制づくり

被災地において、女性たちの生活者としての視点を活かした活動が、復旧・復興に対して大きな役割を果たしたことが認識されています。一方で、避難所の運営などにおいて女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、課題も明らかになりました。

過去の災害対応における経験を基に国では、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとし、平成 25 年 5 月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示しています。「国第 4 次計画」でも、地域における防災力を向上させるためにも、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が必要とされています。

5 現計画の取組み状況

現計画における取組みの成果や課題の主なものとして、以下の項目が挙げられます。

《成 果》

成果 1 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識の高揚

市民意識調査の結果では、「男は仕事、女は家庭」などと性別で役割を固定する考え方について、『賛成しない』は 71.2%で、平成 24 年の前回調査（62.6%）から 8.6 ポイント上昇しました。熊本県（61.5%）と比較すると、『賛成しない』の割合は、本市が 9.7 ポイント高く、全国（54.3%）と比較しても 16.9 ポイント高くなっています。固定的性別役割分担意識の解消が図られています。

成果 2 家族経営協定締結農家数、女性の認定農業者数の増加

本市の基幹産業である農業における、就業者に占める女性の割合は、50.8%と約半数を占め、女性が重要な担い手となっています。家族経営協定締結のメリット等を研修会などのあらゆる機会を捉えて、説明することで協定締結農家が年々増加しており、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、女性も意欲と能力を発揮できるような環境づくりが推進されていると思われます。また、女性の認定農業者数も少しずつではありますが、年々増加しており、女性の経営への参画の推進も図られています。

成果3 審議会等における女性の登用増加

男女共同参画の推進の代表的な指標である「審議会等への女性の登用」については、八代市女性人材リストの整備や全庁的に積極的登用の呼びかけを行った結果、女性の審議会等登用率は、30.9%（H30.3.31 現在）と平成 25 年度後期計画策定時（25.3%）よりも上昇し、県内の他市と比較しても高い登用率となっています。しかし、目標値の 40%には達しておらず、更なる登用促進を図る必要があります。

《課 題》

課題1 男女共同参画社会に向けた意識の改革

市民意識調査の結果では、男女の地位の平等感について、『平等である』は、21.1%と平成 24 年の前回調査（24.4%）と比べ割合が低下しています。一方、『男性の方が優遇』と回答した人が 61.9%と、前回調査（52.8%）と比べ増加しており、男女の不平等感が強くなっています。特に、「社会通念、慣習等」と「政治の場」では不平等感が強く、「平等である」は 10%台にとどまっており、今後も市民一人ひとりの意識を改革するためのさらなる広報、啓発活動が必要です。

課題2 誰もが安心して生活できる社会

市民意識調査の結果では、デートDV（交際相手からのドメスティック・バイオレンス）の言葉の認知度（内容まで知っている人の割合）が 39.8%と平成 24 年の前回調査（26.2%）から 13.6 ポイント上昇しましたが、女性の約 3 割はドメスティック・バイオレンス（DV）被害の経験があると回答しています。今後もDVや性暴力、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の予防と根絶に取り組むことが必要です。

課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

本市の就業者のうち女性の割合は、47.8%と約半数を占めています。20 代 30 代の出産・結婚の多い年代でも女性の労働力率は落ち込むことなく、仕事と育児・家事等を両立しながら働いている女性が多いことがうかがえます。仕事と家庭生活の両立を支援し、多様な働き方ができる環境づくりが必要です。

課題4 地域活動における女性の参画

女性の自治会長（市政協力員）の割合が 1.2%（H30.3.31 現在）と県（2.8%）や全国（5.4%）と比較しても少ない状況です。地域活動において、女性の参画促進を図るための働きかけが必要です。

課題5 地域のけん引役としての市の取り組み

市における女性管理職の割合は、9.3%（H30.4.1 現在）で、目標値である15%を達成できていません。また、市の男性職員の育児休業取得割合も5.3%（19人中1人）と前年度からは上昇しているものの、目標値の10%には達していません。市内事業所等のワーク・ライフ・バランスの推進や女性活躍推進に係るけん引役として、市が率先して取り組む必要があります。

6 八代市の課題

本市におけるこれまでの取り組みの成果や課題、社会動向、現状、市民意識調査・事業所調査の結果などから、今後、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題として、以下の項目が挙げられます。

課題1 男女共同参画社会に向けた意識の改革

市民意識調査の結果では、男女の地位の平等感は、依然として低い状況です。性別による固定的な役割分担意識により形成されている慣習などによる影響が大きいと考えられます。固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画の理念浸透のため、あらゆる機会や多様な媒体を通じた広報・啓発活動が必要です。

課題2 あらゆる分野での女性の活躍

人口減少社会の中において、活力ある社会を持続するためにも女性の積極的な参画が求められています。しかし、事業所において女性管理職の登用割合が低い状況であることや、地域社会においても女性の参画の割合が少ない状況です。また、就労形態や平均給与における男女格差も顕著です。経済活動、地域活動などあらゆる分野において、女性も活躍し、男女がともに参画できる社会をつくる必要があります。

課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

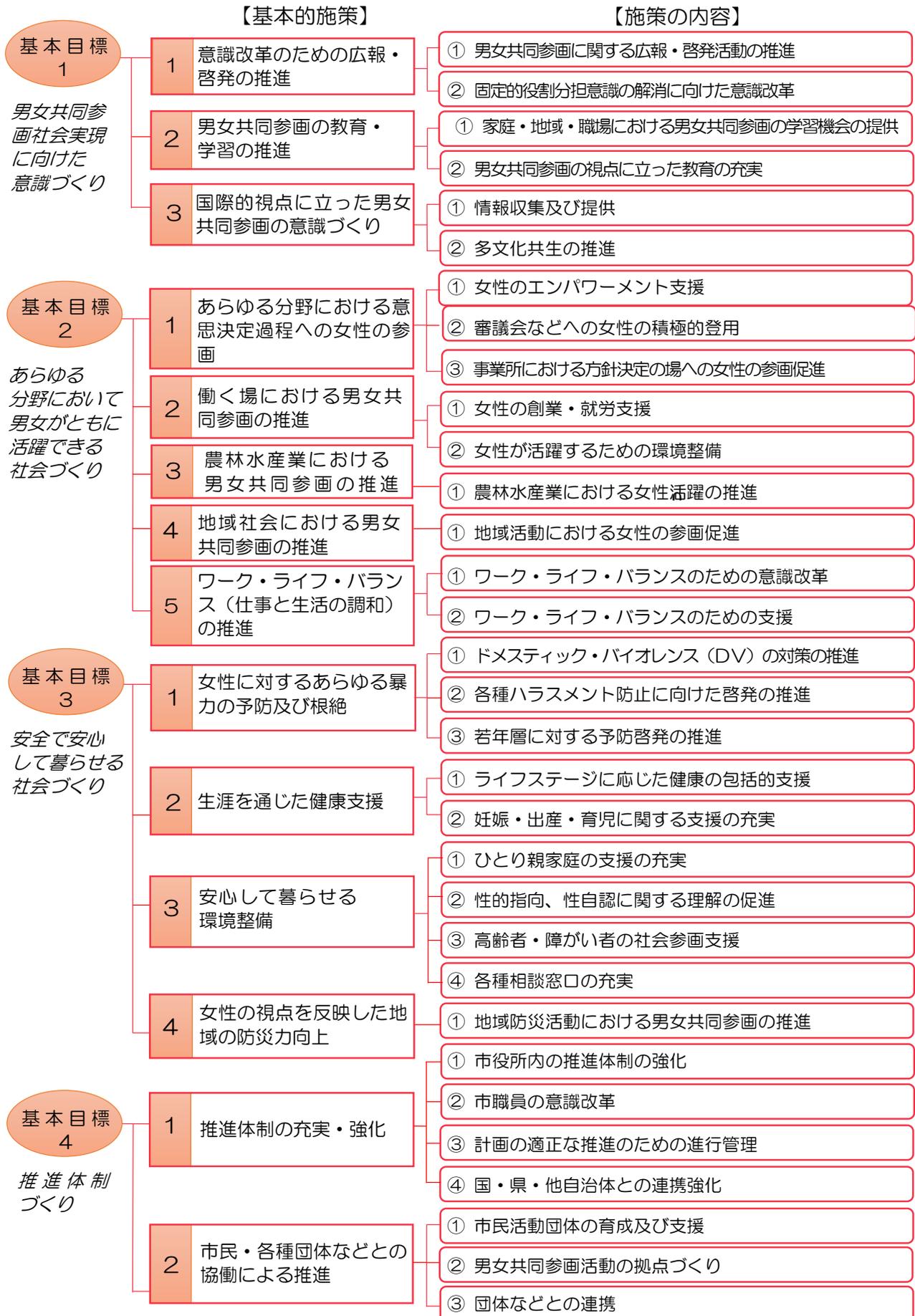
本市の就業者のうち女性は約半数を占め、20代30代の出産・結婚の多い年代でも女性の労働力率は落ち込むことなく働き続けています。また、共働き世帯の割合は全国と比べても高く、仕事と育児・家事・介護等を両立しながら働いている世帯が多いことがうかがえます。仕事と家庭生活の両立を支援し、多様な働き方ができる環境づくりが必要です。

課題4 誰もが安心して生活できる社会

市民意識調査の結果では、女性の約3割がDV被害の経験があると回答しています。DVや性暴力、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の予防と根絶に取り組むことが必要です。また、市民意識調査では、避難所の設備整備や市の防災対策に男女両方の視点が入ることが支持を受けており、熊本地震を経験し、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりが求められています。また、LGBTなどの多様な性に対する理解を促進し、多様性を認め合う社会づくりが必要です。

II

第2次八代市男女共同参画計画の施策の体系



III

第2次八代市男女共同参画計画の 成果指標進捗状況及び取組状況

「第2次八代市男女共同参画計画」 令和2年度成果指標進捗状況

項目	第2次計画策定時 (H29年度意識調査 及びH29状況値)	目標 (令和5年度)	令和2年度 直近の状況 (日付)
基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり			
男女の地位の平等感について平等と思う人の割合 (意識調査項目)	21.1%	33%	-
「男は仕事、女は家庭」などと性別で役割を固定する考え方について賛成しない人の割合 (意識調査項目)	71.2%	75%	-
基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり			
審議会・委員会への女性の登用率	30.9% (H30.3.31)	40%	31.4% (R3.3.31)
女性の人権擁護委員の数(人数)	38.1% (8人/21人) (H30.3.31)	50%	42.9% (9人/21人) (R3.4.1)
【参考】市議会における女性議員の割合(人数)	3.5% (1人/定数28人)	-	3.5% (1人/定数28人) (R3.4.1)
熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受けた事業所数(累計数)	4事業所 (H30.4.1)	6事業所	4事業所
			(R3.4.1)
市内事業所における正社員の女性管理職の割合 (意識調査項目)	24.7%	30%	-
家族経営協定を締結している農家数	419戸 (H30.3.31)	450戸	456戸
			(R3.3.31)
女性の認定農業者数(女性の単独申請及び夫婦共同申請者の計)	162人 (H30.3.31)	180人	162人
			(R3.3.31)
女性農業委員の割合(人数)	5.4% (2人/37人) (H30.4.1)	21% (4人/定数19人)	11.0% (2人/18人) (R3.4.1)
【参考】女性のJA理事の割合(人数)	7.1% (2人/28人) (H30.3.31)	-	10.7% (3人/28人) (R3.3.31)
女性市政協力員の割合(人数)	1.2% (4人/331人) (H30.3.31)	4%	1.8% (6人/330人) R3.4.1
地域協議会女性役員の割合(人数)	19.0% (80人/423人) (H30.3.31)	25%	19.6% (82人/419人) (R3.3.31)
スポーツ推進委員の女性の割合(人数)	28.8% (19人/66人) (H30.3.31)	32% (21人/66人中)	34% (22人/64人) (R3.3.31)

ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度（内容まで知っている人の割合）（意識調査項目）	24.3%	35%	-
市内事業所における男性の育児休業取得割合（意識調査項目）	7.6%	10%	-
【参考】保育所の利用児童数	4,437人 (H30.4.1)	-	4,141人 (R3.4.1)
【参考】放課後児童クラブの利用児童数	1,363人 (H30.4.1)	-	1,417人 (R3.4.1)
【参考】勤務時間外在校時間数が月80時間以上の教職員の割合(4～6月の月平均)	11.3%	-	2.5% (2020.4～6月)
基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり			
デートDVの言葉の認知度（内容まで知っている人の割合）（意識調査項目）	39.8%	45%	-
【参考】市の相談窓口におけるDV相談実人数	47人 (H30.3.31)	-	26人 (R3.3.31)
乳がん検診受診率	10.3%	50%	9.0%
子宮頸がん検診受診率	9.5%	50%	6.6%
女性消防団員の数	31人 (H30.3.31)	50人	35人 (R3.3.31)
【参考】自主防災組織の会長に占める女性の割合	2.8% (H30.3.31)	-	6.3% (14人/222人中) (R3.4.1)
基本目標4 推進体制づくり			
市の管理職員（課長級以上）に占める女性職員の割合	9.3% (H30.4.1)	15%	9.8% (R3.4.1)
市の役付職員（係長級以上）に占める女性職員の割合	19.5% (H30.4.1)	27%	21.7% (R3.4.1)
市の男性職員の育児休業取得割合	5.3% (H30.4.1)	10%	0% (0人/21人) (R3.4.1)
時間外勤務の縮減(職員1人あたりの年間平均超過勤務時間)	96.9時間 (H26年度)	87.2時間 (/年間)	112.7時間
有給休暇消化率	24.4% (9.6日) (H26年度)	30% (12日)	28.5% (11.1日)
八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）の加入団体数	24団体	36団体	28団体 (R3.4.1)

八代市第2次男女共同参画計画の取組状況

基本目標 1

《男女共同参画社会実現に向けた意識づくり》

【基本的施策】

(1) 意識改革のための広報・啓発の推進

【施策の内容】

①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
1	男女共同参画に関する広報・啓発の推進	市民の男女共同参画への関心と理解を深めるために、広報紙、ホームページ、イベントなどによる広報・啓発活動を行う。	人権政策課	情報誌Mi☆Raiの発行、いっそDEフェスタの開催、男女共同参画推進セミナーの開催、男女共同参画週間のパネル展示、ホームページによる情報提供等、市民の男女共同参画への関心と理解を深めるためあらゆる機会や多様な媒体を通して広報・啓発活動を行った。	新型コロナウイルスの影響により十分な取り組みができていない部分もあったが、オンラインを活用した広報・啓発活動を行うことができ、市民の男女共同参画への理解促進につながったものと考えている。	引き続き、オンラインも活用し、あらゆる機会や多様な媒体を通じた広報・啓発活動を行う。

【施策の内容】

②固定的役割分担意識の解消に向けた意識改革

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
2	性別による固定的な役割分担意識の解消のための意識啓発	性別の固定的な役割分担の意識解消のため、男女混合名簿の導入推進や家庭・学校・職場・地域などへ学習機会の提供を行い、男女共同参画の推進を阻害する慣習や慣行の見直しを行う。	人権政策課	性別の固定的な役割分担意識解消のため、家庭・学校・職場・地域などへ、あらゆる機会や多様な媒体を通じ学習機会の提供を行った。	新型コロナウイルスの影響はあったが、事業を中止することなく学習機会を提供することができた。	引き続き、家庭・学校・職場・地域などへ、あらゆる機会や多様な媒体を通じ、学習機会の提供を行う。
			生涯学習課	講座等の主催事業において男女混合名簿を導入している。また学習機会を男女問わず提供している。 家庭教育学級：親のまなびプログラムの推進 おでかけ公民館講座：LGBT講演会 公民館講座：孫育て講座	家庭教育学級やおでかけ公民館講座を通じて、性別による固定的な役割分担の意識解消につながっている。しかし、男性の参加比率(10パーセント程度)が低いため、参加しやすいメニューを企画していく必要がある。	家庭教育学級や公民館講座等を通じて、性別による固定的な役割分担意識の解消のための意識啓発を引き続き行う。今後は更に地域学校協働活動における男女共同参画の促進を支援する。

			学校教育課	男女混合名簿については、各学校で導入が完了している。各学校に対し、性別の固定的な役割分担の意識解消に向けた資料等、関係機関からの情報提供などを行った。	情報提供はできたが、人権に関する研修会については、新型コロナウイルス感染症予防のため中止されたものが多かった。	今後も学校に対し、性別の固定的な役割分担の意識解消に係る関係機関からの情報提供などを行っていく。
--	--	--	-------	---	---	--

【基本的施策】

(2) 男女共同参画の教育・学習の推進

【施策の内容】

①家庭・地域・職場における男女共同参画の学習機会の提供

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
3	事業所などが主催する講座、研修会などの男女共同参画推進活動の支援	事業所・学校・団体などが主催する講座・研修会に講師（アドバイザーなど）を派遣するなど、啓発活動を支援する。	人権政策課	事業所・学校・団体などが主催する講座・研修会に講師を派遣し、啓発活動の支援を行った。 R2男女共同参画アドバイザー派遣事業:0件	新型コロナウイルスの影響により、アドバイザー派遣事業についての積極的な周知を行うことができなかった。また、事業の周知について効果的な方法を検討する必要がある。	効果的に事業の周知を行い、継続して実施する。
			生涯学習課	家庭教育学級等において、社会教育指導員の派遣や生涯学習指導者名簿から講師を紹介する等、啓発活動を支援した。 社会教育指導員派遣回数:17回 家庭教育学級等の開催:128回 生涯学習指導者名簿登録者数:81名	新型コロナウイルス感染症のため、講座や研修会など予定通りに開催できなかった。コロナ禍でも開催出来るようなオンライン研修会などを検討する必要がある。	今後も家庭教育学級等において、社会教育指導員や生涯学習指導者名簿から講師の紹介を行っていくとともに、オンライン研修会等を検討していく。
4	男女共同参画に関する資料・情報などの収集と活用	市民・団体に対し男女共同参画・男女平等などの推進のため、情報提供や学習教材の貸し出しを行う。	人権政策課	国や県が作成した啓発資料等について、ホームページへ掲載したり、市民団体へ周知するなど、男女共同参画に関する情報提供を行った。また、啓発ビデオ・DVD等学習教材の貸し出しを行った。 ビデオ・DVD保有本数:14本 R2貸し出し実績:29回	男女共同参画に関する情報提供や学習教材の貸し出しができ、啓発につながったと考える。	男女共同参画に関する資料や情報等について、積極的に収集し、情報提供を行っていく。また、啓発ビデオ・DVD等学習教材の貸し出しを継続して行う。

【施策の内容】

②男女共同参画の視点に立った教育の充実

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課がい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
5	多様な選択を可能にする教育・学習の推進	基本的人権の尊重や男女共同参画の意義などに関する授業に積極的に取り組むとともに、児童生徒が性別による固定的な役割分担意識にとらわれないキャリア教育・進路指導を実践する。	学校教育課	各学校へ関連教材の情報提供等を行うとともに、基本的人権の尊重や人権同和学习、キャリア教育等の学習に計画的に取り組むよう通知した。各学校においては、年間指導計画に基づき、社会科や学級活動、総合的な学習の時間を中心に取り組んだ。	4・5月の臨時休業に伴い変更もあったが、概ね計画に基づき、学習に取り組むことができた。	引き続き、情報提供を行い、各学校においても年間指導計画に基づき、学習に取り組んでいく。
			教育サポートセンター	すべての児童生徒が学級活動に参画することを目指し、本サポートセンターの特別活動研究部会で特別活動実践ガイドを平成31年4月に作成した。特別活動の授業を中心に、基本的人権の尊重や男女共同参画を意識した取り組みを進めることは、固定的な役割分担意識にとらわれないキャリア教育・進路指導の基盤づくりにつながる考え、特別活動実践ガイドを活用した授業の実践をサポートした。	本サポートセンターの特別活動研究部会が作成した特別活動実践ガイドを基に継続的に授業実践に取り組んだ。その成果をトワイライトセミナーで若手教員へ知らせる機会を設定するなどし、すべての児童生徒が学級活動に参画することを目指す取組の周知を進めることができた。	本サポートセンターで作成した特別活動実践ガイドの周知を様々な機会で行うとともに、義務教育期間を見通した計画的な授業実践の蓄積を図っていく。
6	教職員・保育士に対する意識啓発	教職員や保育士などに対し、男女共同参画・男女平等の視点に立った学習機会を提供し意識啓発を図る。	学校教育課	校長・園長研修や初任者研修等で男女共同参画に関する研修を実施した。また、各学校・園において、校内研修、人権レポート研修会、人権同和学习の実践等の機会をとおして意識の啓発を図った。	各学校・幼稚園研修、人権レポート研修会、人権同和学习の実践等の機会をとおして学習を深めることができた。	引き続き各中学校区でのレポート研修や人権同和学习の実践、参観の研修の機会をとおして意識の啓発を図っていく。
			こども未来課	新型コロナウイルス感染症の影響で中止となる研修も多々あったが、オンライン等で開催されるものには積極的に参加し、意識啓発を図った。	県保育研究大会等がオンライン研修となり、時間を選ばずに自園で受けることができ、例年よりも多くの職員が研修に参加できた。	今後もオンライン研修など、より効果的な研修に積極的に参加する。

【基本的施策】

(3) 国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

【施策の内容】

①情報収集及び提供

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
7	国際的な情報の提供	男女共同参画に関する国連の動きや先進国の状況などを収集し、人権啓発センターやホームページなどで情報を提供する。	人権政策課	男女共同参画に関する国連の動きや先進国の状況などを収集し、人権啓発センターやホームページで情報を提供した。	男女共同参画社会の実現に向けた取組みには、国際的な動向を踏まえることも重要であるため、継続して実施する必要がある。	引き続き、国際的な情報の収集及び提供を行う。

【施策の内容】

②多文化共生の推進

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
8	多文化理解と交流の推進	学校、地域などで市民と外国人とのふれあいやさまざまな文化を体験する機会を提供し、他文化への理解と認識を深めることを推進する。 また、国や県、国際交流団体などが実施する交流に対し協力・支援を行う。	国際課	1)おしえて青年海外協力隊 青年海外協力隊の経験者の生の声を聞くことで、新興国・発展途上国の現状を学び、日本との関わりについて理解を深めた。 令和2年度は5校の生徒児童に対して実施した。 8/27二見中、11/5第八中、2/9郡築小、2/18太田郷小、2/19八竜小 2)国際交流員による出前講座 国際交流員が学校に赴き、自身の出身国であるアメリカのことや、日本とアメリカの違いなどについて講義を行い、異文化理解の促進を図った。 10/20、10/26東高、2/10くま川教室	今後も継続的な実施が必要。 経験者の講話だけでなく、本市の外国人市民の増加や国際化に関する内容を生徒児童に対して講義し、内容の充実を図ることができた。生徒児童からも役に立ったという声があった。	1)おしえてJICA海外協力隊 JICA海外協力隊の経験者の生の声を聞くことで、新興国・発展途上国の現状を学び、日本との関わりについて理解を深める。 予定数：8校 2)国際交流員による出前講座 各学校等からの依頼により対応予定(通年)

			学校教育課	各学校にALTを配置し、子供たちが英語に慣れ親しむとともに、異文化理解を深めるための活動を行った。	授業等でのALTの活用により英語に慣れ親しむ活動を行い、ALTとコミュニケーションを図ることができた。地域住民や子供たちを対象として英語を使ってALTとコミュニケーションを図るイベントを計画していたが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止とした。	今後も授業等でのALTの活用をますます充実させるとともに、地域住民や子供たちを対象として英語を使ってALTとコミュニケーションを図るイベント等の更なる充実を図っていく。
9	外国にルーツを持つ子どもに対する支援体制の充実	日本語の理解が十分でない、外国にルーツを持つ子どもが他の子と同様に理解し授業が受けられるよう、必要に応じて日本語指導員の配置を行う。 また、文化や習慣の違いから生じる悩みなどを相談できる窓口を設置する。	学校教育課	外国にルーツをもち、日本語指導の必要な児童生徒に対する日本語指導を行うため、日本語指導員3人を配置した。日本語指導の対象児童は7人であった。	日本語指導員の指導で必要な児童生徒に対する日本語指導を行うことができた。	引き続き、日本語指導の必要な児童生徒に対し、日本語指導を充実させていく。
			教育サポートセンター	本センターには、「やつしろ子ども支援相談室」を設置し、八代市内の幼稚園、小、中特別支援学校に通園通学している子供たちに関する相談を受けている。外国にルーツを持つ子供たちの相談がある場合、対応できる専門機関等につないでいく。	「やつしろ子ども支援相談室」への令和2年度の相談件数は、542件あった。相談内容は多岐にわたっていたが、外国にルーツを持つ子供たちに関する相談はなかった。	外国にルーツを持つ子供たちに関する相談があった場合、スムーズに関係機関につながるよう、関係機関との情報共有を定期的に行っていく。

10	在住・滞在外国人に対する人権の配慮	在住・滞在外国人の不安や悩みを解消するため、人権に配慮しながら、暮らしに関する情報を提供するとともに各種相談に適切に対応する。	国際課	<p>1) 行政書士による入国管理問題無料相談会を実施 実施日: 5/19、8/18、11/17、2/16 場所: 市民相談室</p> <p>2) 外国語通訳者配置(月4回) 仮設庁舎総合案内所横に通訳者を配置し、窓口や生活相談の通訳補助及び行政関係書類の翻訳等を行った。 英語・タガログ語: 20日/年配置 中国語: 18日/年配置</p> <p>3) 新型コロナウイルス感染症及び災害に関する多言語情報発信 コロナや災害に関する市からの情報を必要に応じて多言語に翻訳し、ホームページやSNSで発信するとともに、避難所掲示物の多言語化や、県への災害時外国人相談窓口設置の働きかけをおこなった。 また、7月豪雨発生時には避難所等を確認し、坂本地区在住の外国人住民の把握を行った。</p>	<p>1) 2)については今後も継続的な実施が必要 継続実施することで外国人市民に安心感を与える効果がある。</p> <p>2)については、行政窓口での通訳だけではなく、外国人住民ならではの生活の困りごとに関する相談に対応する機会も多かった。しかしながら、昨年に引き続きベトナム語の人材確保に苦慮し、英語・タガログ語及び中国語のみの対応となった。</p> <p>3)については、緊急性の高い事案であったが、できる限り素早い情報収集に努め、多言語化など外国人住民向けの情報発信を行うことができた。大規模災害時は職員だけで対応することが難しい場面も想定されるので、外部から協力を得られる手段を確認しておく必要性も感じた。</p>	<p>1) 行政書士による入国管理問題無料相談会を実施 実施月: 5月、8月、11月、2月 場所: 市民相談室</p> <p>2) ① 外国語通訳者配置(月4回/4月～9月) 仮設庁舎総合案内所横に通訳者を配置し、窓口や生活相談の通訳補助を行う。 英語・タガログ語1名 中国語1名 ② 多言語通訳システムの導入(10月～) タブレットや三者間通話システムを利用して、いつでも通訳対応ができる体制を整える。 導入後は14言語に対応できるようにする予定。</p>
			人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヘイトスピーチ解消法」を含む、人権に関する3法について、人権啓発広報「かたらんね」で周知 ・人権啓発ビデオ、DVD貸出 保有9本 貸出実績13回 ・人権相談の実施 外国人に関する人権 	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場での講座等の開催は中止となったが、広報、ビデオ貸出にて周知に努めた。 また、外国人に対する人権相談を実施した。 広報、ビデオ貸出、人権相談の実施により、一定の効果が得られたものと考えている。</p>	<p>継続して実施する。</p>

基本目標 2

《あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり》

【基本的施策】

(1) あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画

【施策の内容】

①女性のエンパワーメント支援

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
11	女性のエンパワーメント支援	政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、固定的性別役割分担意識の解消、女性の意識改革及び能力向上セミナー、講座などを開催する。	人権政策課	政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、固定的性別役割分担意識の解消、女性の意識改革及び能力向上を目的にセミナーをオンラインにて3回開催した。 参加人数(延べ):45人	新型コロナウイルスの影響によりオンラインでの開催となったが、これまで参加できなかった年代の参加があり、市民のニーズに応えることができたと考える。今後は、インターネット環境の無い方への対応を検討する必要がある。	引き続き、オンラインも活用しながら、セミナーを開催する。

【施策の内容】

②審議会などへの女性の積極的登用

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
12	審議会、政治分野などへの女性の積極的登用の促進	「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」において、女性を積極的に委員に登用することを規定しており、今後も政策、方針決定の場への女性の積極的な登用を促進する。また、政治分野における男女共同参画推進に必要な啓発活動や環境整備の施策の実施に努める。	人権政策課(全課かい)	審議会、政治分野などへの女性の登用促進のため、庁内において、女性の積極的登用を周知すると同時に、八代市女性人材リストの活用も働きかけた。また、政治分野における男女共同参画について、熊本県が作成したリーフレットの配布とホームページでの周知を行った。 八代市女性人材リスト提供件数:2件	庁内において女性の登用促進について働きかけを行ってきたが、なかなか40%の目標が達成できない状況である。目標を達成するための手立てを考える必要がある。	40%目標達成へ向けて積極的に登用促進に取組む。

			デジタル推進課	審議会等での女性の登用率について、所管課に調査を行った。併せて女性委員の割合が成果指標「審議会・委員会への登用率」の目標値(40%)に満たない場合の理由・問題点を把握した。	「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」に対する認識や、運用への理解を所管課に深めてもらう必要がある。	所管課に対し、「基本指針」の認識や理解を深めてもらうため、今後も人権政策課と連携・協力しながら職員の知識を深める。
--	--	--	---------	--	---	---

【施策の内容】

③事業所における方針決定の場への女性の参画促進

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
13	事業所のポジティブアクション（男女格差の積極的是正措置）取組みの推進	男女格差の是正のため、事業所に対し、セミナーの開催や事業所における学習会などへの専門家の派遣などを行う。	人権政策課	男女格差の是正のため、事業所に対し、事業所における学習会などへの専門家の派遣を行う事業について周知を行った。 男女共同参画アドバイザー派遣事業派遣回数:0件	新型コロナウイルスの影響により積極的な周知ができなかった。周知の方法を検討する必要がある。	事業の周知方法を検討し、継続して事業の実施を行う。
			商工・港湾振興課	事業所に対し、積極的な取組みを促すため、専門家の派遣等の情報を提供した。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	関係機関からの情報提供を継続していく。

【基本的施策】

(2)働く場における男女共同参画の推進

【施策の内容】

①女性の創業・就労支援

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
14	女性の就労・キャリアアップ支援	女性の就労・キャリアアップのため、「熊本県しごと相談・支援センター」や「ハローワーク八代マザーズコーナー」でのキャリアカウンセリングや保育などに関する情報提供を行うと	商工・港湾振興課	女性の就労やキャリアアップを支援するため「リモートワーク」や「プログラミング」に関するセミナーを開催するとともに、関係機関への情報提供を行った。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	関係機関からの情報提供を継続していく。

		ともに、再就職支援セミナーや起業支援セミナーなどの周知・情報提供を行う。	こども未来課	「ハローワーク八代マザーズコーナー」など他機関の就労相談窓口について、こども未来課等で情報提供を行った。 また、ハローワークの窓口等においても子育て支援サービスのリーフレット等を設置し、情報提供を行った。 ひとり親家庭に対して、就職に有利となる資格取得に向けた講座受講費用の一部を助成したり、ハローワークと連携し就労の支援を行う「就労自立促進事業」を実施した。	就労支援に対するサービスについての周知を充実させ、サービス利用の促進を図る必要がある。	これまでの事業を継続しながら、こども未来課窓口等においても、サービスの周知を充実させ、やつしろあったかねつでの周知・広報を充実させる。
			人権政策課	女性の就労・キャリアアップ支援のため、セミナーなどの周知や情報提供をホームページや商工・港湾振興課を通して行った。	事業所への周知や情報提供については、商工・港湾振興課との連携が不可欠であるため、今後も連携して取り組んでいく必要がある。	商工・港湾振興課と連携し継続して取り組む。
15	創業支援	創業支援のためのワンストップ窓口を設置し、商工会・商工会議所などと連携し、支援を行い、女性の創業支援を図る。	商工・港湾振興課	商工会議所等と連携し、関連する情報の提供や支援となる取組を実施した。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	商工会議所等と連携し、関連する情報の提供や支援となる取組を実施する。
16	離職した者に対する再就職支援	育児や介護だけでなく、様々な理由により離職した者に対して、就職活動を有利に進めるための取組みとして、「八代市就業資格取得支援助成金」を支給する。 また、ジョブカフェやつしろやハローワークなどとの連携により相談窓口の充実を図る。	商工・港湾振興課	「八代市就業資格取得支援助成金」の周知を図るとともに、ジョブカフェやハローワーク、若者サポートステーション、プログラミングスクールSUNABACO等と連携し、就労を支援した。	助成金の交付や多様な関係機関との連携により、支援の幅が広がった。	「八代市就業資格取得支援助成金」の周知に加え、多様な関係機関との連携により、就労支援の充実を図る。

【施策の内容】

②女性が活躍するための環境整備

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
17	働きやすい労働環境改善に取り組む事業所の認定・表彰の推奨	働く人がいきいきと安心して働き続けることができる労働環境の整備（熊本県が取り組む「男女共同参画推進事業者表彰」「ブライツ企業認定」「よかボス宣言」など）に取り組む企業などに対する、認定・表彰などの周知・啓発を図る。	商工・港湾振興課	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行った。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行う。
			人権政策課	働く人がいきいきと安心して働き続けることができる労働環境整備のために、熊本県が取り組む「男女共同参画推進事業者表彰」についてチラシの配布やホームページへの掲載を通じて周知、啓発を行った。 R2八代市表彰事業所:0件	表彰の周知・啓発を行ったが、応募がなかった。より積極的な周知が必要であると考ええる。	周知方法を検討し、より積極的な周知を行う。
18	公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点制度の検討	男女共同参画・女性活躍に積極的に取り組んでいる企業に対して、総合評価落札方式又は企画競争による事業所の加点評価制度の導入を検討する。	契約検査課	令和2年度において行った総合評価落札方式は、実施した3件とも簡易型で施工計画を求める基本型ではなかったため、令和元年度行っている「えるぼし」企業の認定の加点等は行っていない。 令和3・4年度の入札参加資格審査格付基準を見直し、育児休業制度に加え介護休業制度を設けている企業に対して加点することとした。	男女共に働きやすい職場環境を評価することは、有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものであり、人材の確保が困難な中小企業においての取組の利点は大きいと考えられる。	令和3年度は災害復旧の工事が多く見込まれていることから、総合評価落札方式での入札を行う予定はない。 入札参加資格審査格付基準については、今後も継続して評価の対象としていく。
			人権政策課	公共調達における「男女共同参画・女性活躍」加点評価制度の導入について、担当課に働きかけを行った。	加点評価制度の導入には契約検査課との連携が不可欠である。積極的に連携し事業所の環境整備につなげていきたい。	契約検査課と連携し、女性が活躍するための環境整備に取り組む。
19	育児・介護休業法などの周知啓発	育児・介護休業法や男女雇用機会均等法に基づき、介護休業・育児休業を取得できる制度が事業主へ義務付けられることなど仕事と家庭の両立支援に関する	商工・港湾振興課	企業訪問等を行う中で、育児・介護休業に関する支援制度等の情報提供を行った。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	企業訪問等を行う中で、育児・介護休業に関する支援制度等の情報提供を行う。

		ことを広く周知・啓発する。	人権政策課	仕事と家庭の両立支援に関することを広く周知・啓発するため、アドバイザー派遣事業の実施について周知を行った。 男女共同参画アドバイザー派遣事業 派遣回数:0件	新型コロナウイルスの影響により積極的な周知ができなかった。 周知の方法を検討する必要がある。	事業の周知方法を検討し、継続して事業の実施を行う。
20	非正規労働者の処遇改善のための情報提供	熊本労働局など関係機関と連携し、パートタイム労働者、派遣労働者の就労環境改善のための情報を事業所に提供し、周知・啓発に努める。	商工・港湾振興課	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行った。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	企業訪問等を行う中で、労働環境の整備に関する支援制度等の情報提供を行う。

【基本的施策】

(3) 農林水産業における男女共同参画の推進

【施策の内容】

① 農林水産業における女性活躍の推進

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
21	農業委員への女性の登用促進	施策・方針決定の場への女性の参画を進めるため、農業委員などへの女性の推薦や公募への応募などを働きかける。	農業委員会	令和3年8月の改選に向け、公募開始前から女性委員の推薦・応募があるよう関係団体等に対し働きかけを行った。	関係団体等からの積極的な女性委員の推薦・応募につながるかが課題。	令和3年8月が改選であり、公募開始前から広報活動を行うなど、女性委員の増加に努める。
			農林水産政策課	令和3年3月に実施した任期満了に伴う農業委員改選のための委員公募において、積極的な女性の推薦や応募について関係団体へ働きかけるとともに、市報等でも呼びかけた。新たに女性委員1名の増が見込まれる。	女性委員の増加にはつながったが、全体の割合は約15%(見込)と高いとは言えず、継続して働きかける必要がある。	農業委員の意識改革を促し、次回改選時にはさらに女性の参画が増えるよう働きかけを行っていく。

22	女性の経営参画の促進	女性の生産技術、経営管理能力の向上のため、関係機関・団体と連携して、講習会や研修会及び交流の機会を拡大する。また、女性の経営参画を促進し共同経営者としての位置付けを明確にするため、女性認定農業者の認定、家族経営協定の締結を図る。	農林水産政策課	<p>○R2年度担い手育成総合支援事業 農業者向けに実施する講座への女性農業者の参加を促した結果、農業簿記講座(6回)、パソコン(Excel)講座(4回)における女性参加者の割合は17%であった。</p> <p>○農業技術者養成講座 税、金融、気象、農薬に関連する講座を4回実施したが、女性の参加割合は20%であった。</p>	女性参加者の割合はまだ高いとは言えず、継続した働きかけが必要。	引き続き農業者向けに実施する講座への女性農業者の参加を促す。
			水産林務課	<p>新型コロナウイルス感染拡大により、各講習会や研修会が中止になる等で具体的な取り組みが出来なかった。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各講習会や研修会が中止になる中、今後は、web開催も視野に入れる等、新しい取り組み(環境の整備)が必要。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の状況を見ながら、どのような取り組みができるのかを検討する。</p>
23	女性のチャレンジ活動への支援	県や農業協同組合、漁業協同組合、商工関連団体などと連携して、女性の視点やアイデアを活かした、女性のチャレンジ活動(加工、生産活動など)や起業活動を支援する。	農林水産政策課	<p>R2年度農事研修センター自主事業(生活研究グループ自主活動補助)</p> <p>農業の維持・活性化に大きく貢献している女性の自立的活動を支援した。</p> <p>具体的には八代市生活研究グループの事業内容の検討や各種会議等のサポート、補助金での支援を実施。なお坂本町、鏡町にも同様の組織があるが、コロナ渦による活動を自粛されていたため、サポートは行っていない。</p>	<p>定期的な活動は行われているものの構成員の高齢化が進んでいることから、新たな会員確保が課題である。またグループ活動を対外的にPRするため、他所が行う各種イベントへの参加を行ってきたが、コロナ渦により中止が相次ぎ、新たな手法を考える必要がある。</p>	引き続き活動支援を行うとともに、活動内容の見直し等についても支援を行う。

			水産林務課	これまで女性視点にたったアイデアを活かしたメニュー等で、多くの集客があった「鏡オイスター」であったが、新型コロナウイルス感染拡大による来客の減少及び7月豪雨による漁獲量減少で、オープン期間が1カ月間程度でおわってしまい、成果がでなかった。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大による客数の減少及び7月豪雨の影響によるカキの漁獲量減少で、取組が出来なかった。	今後も継続して、女性の視点やアイデアを活かした加工品やメニューを積極的に展開していく。
--	--	--	-------	---	--	---

【基本的施策】

(4) 地域社会における男女共同参画の推進

【施策の内容】

①地域活動における女性の参画促進

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
24	地域活動における決定方針の場への女性の参画促進	地域協議会などの地域活動において、女性の参画促進を図るための働きかけを行う。	人権政策課	登用状況調査実施の際に、市民活動政策課へ地域活動における女性の参画促進の働きかけを行った。	地域活動における女性の参画促進のために、所管課との連携は不可欠である。今後も連携して取り組む必要がある。	地域活動における女性の参画促進の働きかけを所管課に対して継続して行う。
			市民活動政策課	地域協議会の会長等で構成する地域協議会連絡会議において情報提供を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症対策により中止となった。	新型コロナウイルスの影響で会議が中止となったため、情報提供を行うことができなかった。	地域協議会の会長等で構成する地域協議会連絡会議において情報提供を行う。
			生涯学習課	八代市の社会教育団体(PTA連絡協議会等)に対し、女性の参画促進に関する意識啓発を行った。	八代市の社会教育団体(PTA連絡協議会等)においては、概ね女性の参画促進が図られている。	八代市の社会教育団体(PTA連絡協議会等)に対し、方針決定の場に男女の偏りが発生しないよう、様々な機会を通じて啓発していく。

			スポーツ振興課	スポーツ推進委員への女性の任用	校区によっては、女性の任用がない校区や女性の割合が低い校区がある。	令和2年度任期満了のため、任期満了後の新たな委員委嘱に際し、女性を積極的に任用できるよう、関係団体や各校区に対し働きかけを行う。
25	男女がともに担う地域活動の促進	地域における女性の活動促進や男性中心の組織運営などの見直しに関する啓発や情報提供を行う。	人権政策課	所管課へ女性の視点を取り入れた地域活動の促進への働きかけを行った。	所管課で地域活動における女性の参画促進の取組が進められた。	引き続き、地域活動における女性の参画促進の働きかけを行う。
			市民活動政策課	広報媒体を通じて、地域において女性の活動促進に関する情報提供を行った。	地域活動における女性の参画促進のために、情報提供を継続する必要がある。	広報媒体を通じて、地域において女性の活動促進に関する情報提供を行う。

【基本的施策】

(5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【施策の内容】

①ワーク・ライフ・バランスのための意識改革

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
26	市民・事業所への広報啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、市民・事業所に対する情報提供、セミナーやイベントの開催を通じた学習機会の提供を行い周知・啓発を図る。	人権政策課	ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、市民に対し、情報誌を通じた情報提供やセミナー・イベントの開催を通じた学習機会の提供を行った。 ・情報誌Mi☆Raiの発行：6,300部 ・男女共同参画推進セミナーの開催3回、延べ参加人数45人 ・いっそDEフェスタの開催(オンライン)192人申込、再生回数316回	ワークライフバランスについて、情報提供やセミナー・イベントの開催を通じた学習機会の提供を行うことができ、周知・啓発につながったと考える。	引き続き、情報提供やセミナー・イベント開催を通じた学習機会の提供を行う。

			商工・港湾振興課	企業訪問等を行う中で、ワーク・ライフ・バランスの改善につながる支援制度等の情報提供を行った。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	企業訪問等を行う中で、ワーク・ライフ・バランスの改善につながる支援制度等の情報提供を行う。
27	男性の家事・育児・介護への参画促進	性別による固定的な役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画・自立を促進するため、家事・育児・介護など家庭生活中で役立つセミナーやイベントを開催するなど、学習機会を提供する。	人権政策課	男性の家事・育児・介護への参画促進のため、セミナーやイベントを開催し、学習機会を提供した。 ・男女共同参画推進セミナーの開催3回、延べ参加人数45人 ・いっそDEフェスタの開催(オンライン)192人申込、再生回数316回	男性の家事・育児・介護への参画促進のため、セミナーやイベントを開催し、学習機会を提供することができ、啓発につながったと考える。	引き続き、男性の家庭生活への参画・自立を促進するため、学習機会の提供を行う。

【施策の内容】

②ワーク・ライフ・バランスのための支援

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する課の評価と課題	令和3年度以降の取組
28	仕事と子育ての両立支援の充実	働き方の多様化に伴い、保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図る。 また、子育て支援などの周知に取り組む。	こども未来課	保育サービス、放課後児童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図るとともに、周知・広報に努めた。 また、これらサービス等が円滑に利用できるよう、子育て相談窓口(こどもプラザわくわく)などの相談・情報提供体制の充実を図った。	子育て支援サービスについて、利用ニーズに応じて、施設整備を行い、サービス内容を検討する必要がある。	これまでの取組みを継続しながら、保育サービスや放課後児童クラブの施設整備を検討しながら充実に努める。 また、子育て支援サービスの周知を充実させる。

29	仕事と介護の両立支援の充実	介護に関する講座などの開催や相談窓口などの充実を図る。また、出前講座、各種研修などで介護保険制度についてわかりやすい情報を提供する。	長寿支援課	<p>【介護に関する講座の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座(市民向け) <p>新型コロナウイルス感染症感染防止の為、市民向け出前講座は中止。</p> <p>【相談窓口】</p> <p>八代市地域包括支援センター 6カ所 八代市あんしん相談センター 2カ所</p> <p>【地域包括支援センター総合相談延べ件数】 17,015件(前年比2,269件増)</p>	<p>市民向けの出前講座については、新型コロナウイルス感染症防止の為、事業が実施できなかった。感染症等の流行期にあっても継続可能な取組みについて検討が必要である。</p> <p>また、高齢者相談窓口である地域包括支援センターやあんしん相談センターの認知度も上がりそれとともに相談件数も年々増加している。</p>	<p>介護保険制度について、出前講座、各種研修会、窓口等で市民に広く周知していく。</p> <p>また、相談窓口として地域包括支援センター、あんしん相談センターの相談業務の充実を図る。</p> <p>八代市地域包括支援センター 6センター 八代市あんしん相談センター 2センター</p> <p>【R3年度地域包括支援センター年間総合相談延べ件数18,000件】</p>
30	柔軟で多様な働き方の支援	結婚・出産・育児などのライフイベントや生活環境の変化に合わせた多様な働き方(短時間勤務、フレックスタイムやテレワークなど)の普及について、支援策(国、県の事業を含め)を事業所などへ周知、情報提供を行う。	商工・港湾振興課	<p>企業訪問等を行う中で、多様な働き方に関する支援制度等の情報提供を行った。</p>	<p>可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。</p>	<p>企業訪問等を行う中で、多様な働き方に関する支援制度等の情報提供を行う。</p>

基本目標 3

《安全で安心して暮らせる社会づくり》

【基本的施策】

(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶

【施策の内容】

①ドメスティック・バイオレンス（DV）の対策の推進

施策 No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
31	DVに関する正しい知識の普及啓発	女性に対する暴力を許さない意識作りのため、DVに関する情報提供を行う。また、学習会などを開催し知識の普及啓発を図る。	人権政策課	こども未来課と連携し、内閣府主唱の「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日から11月25日まで）」にあわせて、ポスターの掲示、ホームページへの掲載等により周知・啓発を行った。また、ビデオ、DVD貸し出しを通じ、DVに関する情報提供を行った。 ビデオ、DVD保有数：14本 R2貸し出し実績：29回	国の取り組みに合わせて周知・啓発を行うことができ、DVに関する情報提供を効果的に実施することができた。また、ビデオ、DVD貸し出しにより一定の効果が得られたものと考えている。	引き続き、こども未来課と連携して、DVに関する情報提供を行う。また、ビデオ、DVDの貸し出しを継続して実施する。
			こども未来課	子育て総合ホームページ「やつしろ あったかねっと」にDV防止や相談窓口等を掲載し、意識啓発・広報を行った。また、国の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（11/12～25）にあわせて、市報やエフエムやつしろにより広報を行った。	DVに関する意識啓発とともに、相談や支援の窓口の周知を強化する必要がある。	
32	相談窓口の体制の強化	DVなどの人権侵害の相談に対応するため相談員のスキルの向上を図り、相談機能の充実を図る。また、DV被害者への対応を迅速に行うことができるよう、県女性相談センター・警察など関係機関との連携強化を図る。	こども未来課	令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により、研修等が開催されなかったため、婦人相談員、担当職員等において、事例検討をつづじてスキルアップを図った。また、相談内容に応じ、県女性相談センター、警察署等と連携し、迅速な支援を行った。	相談窓口等の更なる周知及び関係機関との連携強化を図る必要がある。	婦人相談員、担当職員について、県等が行う研修に積極的に参加し、資質向上に努めるほか、相談窓口に関する更なる周知を行う。また、相談内容に応じて、関係機関等と連携を図りながら、迅速な支援に努める。

			人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談の実施 DVに関する人権 ※相談件数:5件 ・新型コロナウイルス拡大防止のため、相談員向けの各種研修会及び関係機関との会議が中止となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談の実施により一定の効果が得られたものと考えている。 ・研修会が中止となったため、相談員は個々で関係資料等を用いての自己研鑽などスキルアップの効果があつた。 また、関係機関との連携については、電話等で情報交換を適宜行ったことにより、連携強化に一定の成果があつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する ・継続して、研修会等に参加し、相談員のスキルアップを図る。 関係機関との連携強化を図る。
--	--	--	-------	---	---	--

【施策の内容】

②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度取組	令和2年度取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降取組
33	ハラスメントの防止に向けた広報啓発の推進	セクハラやマタハラなどの各種ハラスメントの防止に向け、事業所などに対し情報提供などを実施する。 また、事業所などへの教材の貸出や学習会などへアドバイザー派遣を行う。	商工・港湾振興課	企業訪問等を行う中で、各種ハラスメントの防止に関する支援制度等の情報提供を行った。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	企業訪問等を行う中で、各種ハラスメントの防止に関する支援制度等の情報提供を行う。
			人権政策課	ハラスメントの防止に向け、事業所などへの教材の貸出や学習会などへのアドバイザー派遣事業について周知を行った。 ・ビデオ・DVDの貸し出し 保有本数:14本 R2貸出実績:29回 ・アドバイザー派遣事業 R2実績:0件	ビデオ・DVD等の貸し出しにより一定の効果が得られたものとする。 アドバイザー派遣事業については、コロナ禍のため積極的な周知ができなかったが、事業の周知方法について検討する必要がある。	ビデオ・DVD等の貸し出し、アドバイザー派遣事業を継続して実施する。 アドバイザー派遣事業については、周知方法を工夫し事業の利用促進に取り組む。

【施策の内容】

③若年層に対する予防啓発の推進

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
34	デートDV防止教育の推進	デートDVに関する教材の貸出や専門家を派遣し、若年層、特に中高生に対するデートDVに関する学習の機会を提供する。	人権政策課	デートDVに関する教材の貸出や専門家を派遣し、中高生に対するデートDVに関する学習の機会を提供した。 ・デートDVアドバイザー派遣事業 R2実績: 高校2校、中学校3校 参加人数: 481人 ・ビデオ・DVD貸し出し 保有本数: 14本 R2実績: 29回	中高生に対する学習機会の提供ができ、若年層に対する予防啓発につながったと考える。	中高生に対してアドバイザー派遣やDVDの貸出を継続して実施する。
			学校教育課	各学校に対し、支援窓口等の情報提供を適宜行った。中学校の学級活動等において、男女の付き合い方に関する学習を各学校で行った。	中学校の人権学習や性教育等において、男女の人権について学習を深めることができた。	
35	性に関する有害環境の改善	有害図書やアダルトビデオなどの性に関する有害環境の浄化活動を支援する。	人権政策課	少年や保護者等に対し、スマホ使用による被害防止啓発を行うとともに、青少年指導員による街頭指導を実施し、有害図書等の販売機を発見した場合には、県に通報する。	スマホ使用の危険性について青少年室だよりの特集記事を掲載し、市内の小中高校へ配布し、啓発を行うことが出来た。 また、有害図書等の販売機を発見についての報告はなかった。	継続して実施する。

【基本的施策】

(2) 生涯を通じた健康支援

【施策の内容】

①ライフステージに応じた健康の包括的支援

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度取組	令和2年度取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降取組
36	各種健診事業の充実及び受診率の向上	妊婦健診、がん検診、ヤング健診、特定健診、高齢者健診、その他ライフステージに応じた健診体制の充実を図り、健康づくりを推進する。 特に、女性特有の子宮がん・乳がんについては無料クーポンを発行し、受診率の向上を図る。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診 5,891人(受診率28.3%見込) ・高齢者健診 2,068人 ・基本健診 29人 ・ヤング健診 311人 ・乳がん検診 40歳以上 4,030人(うち無料クーポン 470人) ・39歳以下(ヤング健診) 161人 ・子宮頸がん検診 3,724人(うち無料クーポン 198人) ・肺がん(結核) 検診 5,891人 ・大腸がん検診 4,988人 ・胃がん検診 2,535人 ・腹部超音波検診 5,434人 ・妊婦健康診査受診者数(R2.4～R3.2月実績:実受診者数1,139人、14回助成、延べ9,041件受診) ・産婦健康診査受診者数699人 ・妊婦歯科健康診査343人 ・受診率向上対策として、医療機関と連携した「特定健診同等検査情報提供事業」や「大腸がん検診」において市民の利便性を考慮した郵送方法を新たに開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症のため、全ての受診者が大きく減少した。 ・新型コロナウイルス感染予防対策を充分に行い、安心して受診できる実施体制とともに、感染状況に応じた受診勧奨を行うことが課題である。 ・早産予防を目的とした妊婦歯科健診は増加傾向にある。また、産後うつ等の早期発見を目的とした産婦健診では、医療機関と連携を図りながら、支援が必要な産婦に対し、早期の相談や訪問等による対応ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診委託機関とともに感染対策を充分に行い、複合健診、巡回健診及び医療機関健診での、特定健診、がん検診等の各種健診を実施する。 ・乳がん(41・51歳)・子宮頸がん(21・31歳)に対して無料クーポンを送付する。また、40歳に対して特定健診の無料化を実施する。 ・妊婦歯科健診及び産婦健診を継続して実施していく。 ・妊婦歯科健診においては、母子手帳交付時に受診の目的を十分に伝え受診率向上を図る。 ・産婦健診後の連絡票を活用し、産後ケア等支援が必要となる場合は、早期に対応していく。

37	健康づくり意識の普及啓発	健康づくり応援ポイント事業の普及拡大を図り、健康づくりの意識啓発を図る。	健康推進課	<p>健康づくり応援ポイント事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイント台紙配布数 9,810枚 ・登録団体数 20団体 ・賞品抽選応募者数 796人 抽選結果:商品券 10本 温泉券、食事セット券 20本 温泉券 200本 ご当地WAONカード 100本 ・参加者アンケート 意識して健康づくりに取り組んでいる人の割合 56.9% 取組む予定の人 26.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染の影響により、ポイント対象の各種講演会やイベントが中止だったが、個人の取組に対するポイント付与を増加し、参加しやすい体制とした。 ・本事業に賛同する地域団体・企業は、昨年度より2団体増加し、賞品抽選応募者も増加した。 ・若い世代の参加が少ないことが課題であり、参加しやすい環境整備に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防対策を行い、感染状況に応じたポイント対象事業(講座、イベント等)を関係機関と連携し企画する。 ・地域団体・企業等への周知強化を図り、登録団体を拡大する。 ・費用対効果を考えた携帯アプリに関する情報収集を行い、導入を検討する。
38	適切な性教育・学習機会の提供	<p>学校における性教育については、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を推進する。</p> <p>また、妊娠前の健やかな生活習慣や命を大切にするための情報提供を行う。</p>	学校教育課	<p>性に関する指導について、各学校の保健指導計画に位置付けており、保健の実態調査により取組状況等の確認を行い、適宜指導助言を行った。各学校においては、年間指導計画や発達段階に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を各学校で実践した。</p>	<p>4・5月の臨時休業に伴い変更もあったが、概ね計画に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を実践することができた。</p>	<p>今後も各学校の年間指導計画や発達段階に基づき、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を各学校で実践していく。</p>
			健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・両親学級では、夫や家族の妊娠、子育てに対する理解と協力がもらえるような妊婦疑似体験や、子育て体験等の内容を計画していたが、新型コロナウイルス感染リスクを考慮し開催を見合わせた。 ・マタニティセルフプラン作成を推奨し、家族で育児に取り組む意識高揚につなげた。 ・学校等性教育(未実施) コロナ禍により、学校等内での健康教育は実施できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・両親学級は、参加人数、内容の見直しや感染状況を確認しながら開催を検討する必要がある。 ・小中学校と連携した性教育は、望まない若年妊娠や性感染症の理解に繋がるため、コロナ感染防止対策をふまえたうえで、学校と役割分担を行い実施することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・両親学級は、コロナ感染予防対策として参加人数や内容を見直した。コロナ感染状況の鎮静化を確認しながら、開催を検討していく。 ・性教育については、コロナ感染予防対策を行いながら、小中学校と連携し、役割を明確にした上で、効果的な実施に取り組む。

【施策の内容】

②妊娠・出産・育児に関する支援の充実

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度を取組	令和2年度を取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降を取組
39	妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊婦健康健診・健康教育・妊産婦訪問指導・相談体制の充実だけでなく、妊産婦への支援プラン作成及び支援体制の構築を図る。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい理解と認識を深めるための情報提供を行う。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付(交付数814人、妊娠11週までの早期届出90.7%)及び個別相談を実施した。併せてマタニティセルフプランの作成を推奨した。 ・妊婦健康診査(R2.4~R3.2月実績:実受診者数1,139人、14回助成、延べ9,041件受診) ・妊産婦訪問(訪問件数1,002件) ・両親学級(コロナ禍により開催なし) ・支援プラン作成(新規5件、継続14件) ・不妊治療費助成 特定不妊治療(34組 61件) 一般不妊治療(53組 61件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施するために、課内ケース会議等を利用してスタッフ間の情報共有を行うことができた。 ・母子手帳交付時、個別面接を全妊婦に実施し、必要な妊産婦には、アセスメント後、支援プランを作成し、継続的な支援に繋がった。 ・関係機関との連携及び支援体制をさらに充実させていく必要がある。 ・特定不妊治療及び一般不妊治療助成のいずれも申請件数は、増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査、健康教育及び訪問指導等とおして相談体制を充実させていく。 ・令和2年度設置の子育て世代包括支援センターを中心に、スタッフ間の情報共有を図り、アセスメントを実施後、必要時支援プランを作成し支援体制を構築していく。 ・不妊治療助成については、医療機関等への協力を依頼し、市民への周知啓発に努める。
40	子育ての包括的支援	両親、特に母親の育児不安を軽減するため、訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービスなどを充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から実施した産婦健康診査の結果等から支援が必要とされる産婦へ、心身のケアや育児サポート等を受ける産後ケア事業を開始している。 (実績)産婦健康診査 699件 産後ケア(宿泊型)0件 (訪問型)4件 ・支援が必要な対象者には、保健所、保育園、幼稚園、学校、地域子育て支援センター、こどもプラザ、民生委員、主任児童委員等と連携を図り、支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦健診及び産後ケア事業の報告会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響より開催を見合わせ、書面での報告となった。 ・コロナ禍の中、医療機関によっては、産後ケア(宿泊型)の受入れが困難となることも懸念される。 ・今後も、関係機関と情報を共有しながら連携を図り、相談体制を充実させていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・八代市保健センター内に設置した子育て世代包括支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービスなどを充実させていく。 ・産後ケアの対象等を拡充し、心身の不調又は不安を抱く産婦等への支援の充実を進めていく。

			こども未来課	子育てに関する相談窓口や子育て支援サービスについて、周知・広報を行った。 支援が必要な子育て家庭に対して、健康推進課等と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行った。	相談窓口等の更なる周知及び関係機関との連携強化を図る必要がある。	これまでの取組みを継続する。
--	--	--	--------	---	----------------------------------	----------------

【基本的施策】

(3) 安心して暮らせる環境整備

【施策の内容】

①ひとり親家庭の支援の充実

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
41	ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、健康保持を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成、保育料の負担軽減などの経済的支援を行う。	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の支給(令和2年度末受給者数1,366人) 離婚等により児童をひとりで養育するひとり親家庭に対して、手当を支給した。 ひとり親家庭医療費助成(令和2年度末受給対象者3,754人) ひとり親家庭に対して医療費の自己負担分の3分の2を助成した。 ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給 (対象世帯:1,498世帯、給付総額221,200千円) 新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けるひとり親世帯に対して、国、県の補助に基づき臨時特別給付金を支給した。 	ひとり親世帯に対する支援制度についての更なる周知及び状況に応じた支援策を検討する必要がある。	児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成の事業を継続しながら、状況に応じた支援策を検討する。

42	ひとり親家庭の自立・就労支援	ひとり親家庭の就労を支援するため、関係機関と連携し、必要な知識や資格の修得への給付を行うなど、支援を行う。 また、母子・父子自立支援員により就労などに関する相談などの自立支援を行う。 民生委員・児童委員による見守り活動を実施し、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、自立した日常生活を営むための支援を行う。	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談室に「母子・父子自立支援員」を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた就労相談等を実施 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 社会的事由等により支援が必要な家庭に対して、家庭生活支援員を派遣し、育児支援、生活援助等を行った。 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給 ひとり親家庭の父または母に対して就労に有利な資格を取得するための講座の受講費用の一部を助成し、自立促進を行った。 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給 就職に有利な資格を取得するために1年以上のカリキュラムを受講する、就労と修学の両立が困難な者に対して、生活費の補助を行うことにより、修学支援及び自立支援を行った。 	相談体制の強化及び相談窓口の周知を図る必要がある。	これまでの取組みを継続する。
			健康福祉政策課	<p>民生委員・児童委員による見守り活動を継続して実施した。子育て・母子保健に係る相談件数は139件であり、地域のひとり親家庭の身近な相談相手となり、支援が必要な方に応じた助言・支援を行った。</p> <p>【評価】 支援を必要とする方の相談相手となり、行政とのパイプ役を担い、地域福祉推進の中心的な役割を果たしている。</p> <p>【課題】 プライバシーの保護に配慮するとともに、経済的な相談に対する対処方法や連携機関について理解を深める必要がある。</p>	<p>民生委員・児童委員による見守り活動を実施し、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、自立した日常生活を営むための支援を行うとともに、相談支援業務を行うために必要な研修会等を実施する。</p>	

【施策の内容】

②性的指向、性自認に関する理解の促進

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
43	性的指向、性自認に関する理解促進のための啓発	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるため、啓発を行う。	人権政策課	性的指向、性自認に関する理解促進のための啓発を行うにあたり、他市の取り組み状況を調査したり、資料を取り寄せるなど、情報収集を行った。	性的指向、性自認に関する理解促進のため、多様な性に対する職員の理解を深めることができたが啓発にはつながらなかった。	性的指向、性自認に関する理解促進のため、職員の知識を深めるとともに、啓発を行う。
44	性的指向、性自認に関する理解を深めるための学習機会の提供	性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるための学習機会を提供する。	学校教育課	関連する情報等を各学校へ提供した。各学校において、個性を認める学習を機会をとらえて適宜行った。	機会をとらえて個性を認める学習を行うことで、多様な性に対する理解を深めることができた。	引き続き、各学校において、個性を認める学習を機会をとらえて適宜行っていく。
			教育サポートセンター	LGBTに関する研修等に積極的に参加し、研修内容をセンター内で共有することによりサポート事業や相談業務に生かした。	LGBTに関する話題を情報交換等の時間で提供し、サポートセンター職員が考える機会を設けた。	本センターが行っているサポート事業や相談事業においてもLGBT等に配慮した支援相談ができるよう、全職員で積極的に学び、理解を深めていく。
			人権政策課	性的指向、性自認に関する理解を深めるため、学習機会の提供を行った。 ・DVDの貸し出し 保有本数:5本 R2貸し出し実績:17回	学習機会の提供により、性的指向、性自認に関する理解の促進につながったと考える。	DVDの貸出を継続して実施する。

【施策の内容】

③高齢者・障がい者の社会参画支援

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
45	高齢者・障がい者の社会参加の支援	地域社会で高齢者・障がい者がいきいきと生活できるよう、健康支援（介護予防など）、交流の場・就労情報の提供・支援を行う。	長寿支援課	八代市シルバー人材センターに対し、運営費・事業費を補助することで、会員登録の高齢者の臨時的・短期的な就業機会の確保と活動促進の支援を実施。	高齢者が生きがいを持って働くことができる場が確保されており、また会員登録数も増加している。	八代市シルバー人材センターに運営補助を行うことで、高齢者の就労機会の確保、生きがいづくり及び健康づくりの支援を継続する。

			<p>障がい者支援課</p>	<p>①就労支援セミナーの開催 コロナ禍により中止</p> <p>②八代市障がい者支援協議会就労支援部会の開催 回数:1回/年 内容:就労系事業所の職業指導員及び生活支援員のスキルアップ研修他 ※5回/年を予定していたが、コロナ禍により中止</p> <p>③就労相談支援 期日:随時 場所:一般相談支援事業所(3ヶ所)及び障害者就業・生活支援センター(1ヶ所)</p> <p>④市立八代支援学校における講話 コロナ禍により中止</p> <p>⑤自動車免許取得助成事業で1件、自動車改造助成事業で2件の助成を実施。</p> <p>⑥いきいきふくしスポーツ大会の開催 コロナ禍により中止</p>	<p>①就労支援セミナー 【評価】毎年実施している関係で内容がマンネリ化している。障がい者と企業のニーズに即しているか検証が必要である。 【課題】当事者自身のより多くの参加と、障がい者の選択肢が増えるよう一般企業、福祉系企業への積極的な参加を呼び掛ける必要がある。</p> <p>②八代市障がい者支援協議会就労支援部会 【評価】障がい者の就労と継続は事業所職員のスキルによる部分が大きく、研修の実施は有効である。 【課題】障がい者の特性に合うより実践的な研修が必要である。</p> <p>③就労相談支援 【評価】随時、適切に対応できている。 【課題】障がい者に適した就労となるよう関係機関の連携を図る。</p> <p>④市立八代支援学校における講話 【評価】障がい児から障がい者へ切替るサービス利用の周知に役立っている 【課題】保護者のニーズに即しているか精査する必要がある。</p> <p>⑤自動車免許取得・改造助成事業 【評価】助成により、障がい者の社会参加や就労に寄与している。 【課題】予算の範囲内の助成のため、対象者が希望通りに助成を受けられないケースがある。</p> <p>⑥いきいきふくしスポーツ大会の開催 【評価】なし 【課題】感染症対策を含め、安全な大会運営</p>	<p>①就労支援セミナー 継続して実施するが、障がい者と企業のニーズを分析し、ハローワーク等の機関と連携し取組む。</p> <p>②八代市障がい者支援協議会就労支援部会 3障害(身体、知的、精神)に対応できる実践的な研修に取組む。</p> <p>③就労相談支援 障がい者に適した就労となるよう関係機関の連携強化を図る。</p> <p>④市立八代支援学校における講話 継続して実施する。学校との連携を密にし、保護者のニーズを把握し対応する。</p> <p>⑤自動車免許取得・改造支援事業 申請受付方法については改善済み。希望者数に応じた予算の確保に努める。</p> <p>⑥いきいきふくしスポーツ大会 障がいの有無にかかわらず、多くの方に楽しんで参加してもらえる大会運営に努める。</p>
--	--	--	----------------	---	--	---

46	ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	障がい者の安全・安心な生活環境の確保、社会的自立及び社会参画を推進するため、各種公共施設や道路、住宅などのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進する。	障がい者支援課	住宅改造 1件 (助成額: 700,000円) 住宅改修 1件 (助成額: 200,000円)	障がい者の生活環境の向上に寄与している。	HPへの掲載等、周知方法を検討する。 バリアフリーマップについては、定期的に更新し、新しい情報を提供していく。
			企画政策課	外部からのセミナー開催等の情報提供を関係課かいへ行った。	ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進には、関係部署の認識を深めることが不可欠であり、今後も適切な情報提供に努める必要がある。	さらに関係部署の認識を深め、施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を促進するため、適切な情報提供を行う。

【施策の内容】

④各種相談窓口の充実

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度取組	令和2年度取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降取組
47	人権侵害に関する相談体制の充実	差別や虐待などの人権侵害に関する悩みを持った人を支援するため、関係課かいで連携を図り、相談体制の充実を図る。	人権政策課	人権侵害に関する悩みを持った人を支援するため、相談体制の充実を図った。 ○相談体制の充実 ・人権相談員の配置(2名) ※相談件数: 486件 ○人権特別相談員の設置 ・弁護士(2名)、臨床心理士(1名)	相談体制の充実に併せ、人権特別相談員の設置など、一定の効果が得られたものと考えている。	継続して実施する。
			長寿支援課	高齢者虐待に関する相談窓口である、長寿支援課、地域包括支援センター、あんしん相談センター間の連携をより一層強化し、対象者が他課の所管でも、速やかに連絡を取りあい、できる限り迅速な対応を実施した。	多くの関係団体との連携を強化したことで、迅速な対応に努めた。今後も公的機関、民間企業等と幅広く連携を進めていく必要がある。	

			障がい者支援課	【障がい者虐待防止センター運営】 障がい者虐待に関する相談や通報窓口としての適切な支援、また必要に応じ関係機関との連携を図った。	【障がい者虐待防止センター】 【評価】重大案件はなく、他課との連携も円滑に対応できた。 【課題】虐待の訴えがあった場合に、障がい者と虐待者を切り離すための支援を行うことがあるが、そのような場合に障がいの特性から時間がかかってしまうことがある。支援の適切なタイミングを逃すことなく支援する必要がある。	【虐待防止センター】 一般市民や障がい者等への周知を継続して実施する。 就労系事業所を中心に、虐待防止の周知を徹底する。
			こども未来課	児童虐待やDV被害に関する相談に対応するとともに、必要に応じて、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援に努めた。 また、担当課や市民相談室において、家庭児童相談員、婦人相談員、母子・父子自立相談員による家庭、子ども、婦人相談、ひとり親家庭等の相談にも対応している。	児童虐待相談件数が毎年増加傾向にあるため、相談体制、支援体制の強化を図る必要がある。	これまでの取組みを継続し、特に支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携し、迅速かつ適切な支援を実施する。 また、市民相談室の相談員及び関係機関との連携を強化し様々な事案に対応できる体制を構築する

【基本的施策】

(4) 女性の視点を反映した地域の防災力向上

【施策の内容】

①地域防災活動における男女共同参画の推進

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
48	女性の地域防災への参画促進	女性の視点を反映した防災活動を行うため、女性の視点での防災ブックなどの作成、防災訓練への参加呼びかけ、自主防災組織における女性参画の働きかけなどを行う。	危機管理課	・地域防災リーダースキルアップ研修に女性5名参加(開催中止のため、資料による学習)。 ・火の国ぼうさい塾に女性2名が申込み(開催は令和3年度へ延期)。	・地域防災リーダースキルアップ研修や自主防災リーダー育成研修会、火の国ぼうさい塾に今後も女性が参加するように働きかけを行うことが必要。	・地域防災リーダースキルアップ研修や自主防災リーダー育成研修会、火の国ぼうさい塾を開催する。

			人権政策課	女性の地域防災への参画促進のため、危機管理課と連携して、令和元年度に作成した女性の視点による防災ブックの活用を働きかけ、また、セミナーをオンラインで開催した。 ・防災ブック配布部数:273部 ・セミナー(オンライン)開催 申込者数:36人 視聴回数:92回	防災ブックを地域の防災訓練や団体の研修などで活用してもらおうことができ、また、セミナーも開催することができたので、女性の地域防災への参画促進につながったと考える。	引き続き、危機管理課と連携して防災ミニブックの活用を呼びかける。また、女性の視点を反映した防災についてセミナーを実施する。
49	男女双方の視点での地域防災体制の充実	すべての人が安全・安心して避難できるように町内会・自主防災組織などによる避難所運営体制の構築、避難所運営に関する学習機会の提供を行う。また、地域における男女共同参画の視点に立った避難所運営のための支援を行う。	危機管理課	・松高校区と避難所の自主運営について3回協議を実施し、具体的な役割分担や避難所レイアウト等の確認を行った。	・松高校区の避難所は自主運営が可能な体制を整えることができた。 ・自主運営にあたって市で行う部分と校区にお願いする部分について、地域の実情に応じて詳細まで決めておくことが課題である。	・松高校区と避難所の自主運営についての覚書を交わし、避難所開設の際は実際に運営を行ってもらう。 ・他校区でも避難所の自主運営に取組んでもらえるように、自主防災会の理事会や研修会、住民自治組織の会合等で説明し、協働で行うことの必要性と重要性をご理解いただくように取り組む。
			人権政策課	防災ブックの活用促進、セミナーの開催、情報誌の発行を通して、避難所運営に関する学習機会の提供を行った。 ・防災ブック配布部数:273部 ・セミナー(オンライン)開催 申込者数:36人 視聴回数:92回 ・情報誌発行部数:6,300部	防災ミニブックを地域の防災訓練で活用してもらおうことができた。また、情報誌Mi☆Raiは、地区回覧及び市の関係施設へ設置し、情報提供を行った。	引き続き、危機管理課と連携して防災ミニブックの活用を呼びかける。また、男女共同参画の視点に立った避難所運営について情報提供を行う。

基本目標 4
《推進体制づくり》
【基本的施策】

(1) 推進体制の充実・強化

【施策の内容】

①市役所内の推進体制の強化

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度取組	令和2年度取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降取組
50	庁内推進体制の連携・強化	男女共同参画審議会と連携を図り、男女共同参画行政推進委員会の主導のもと、全庁的な連携を図りながら計画を推進する。また、審議会などにおいて女性の意見を反映し、市が企画立案する施策などの実施に当たっては、男女共同参画の視点に十分配慮する。	人権政策課	男女共同参画審議会において、第2次八代市男女共同参画計画の取組状況等に対して審議を行い、審議結果について、男女共同参画行政推進委員会において情報共有を行った。 ・男女共同参画審議会開催:1回 ・男女共同参画行政推進委員会開催:1回	計画の取組状況に対する審議会からの意見を全庁的に共有することができ、庁内推進体制の連携・強化につながったと考える。	審議会と行政推進委員会を年1回ずつ開催する。
51	職場におけるポジティブ・アクションの推進	女性の能力活用を図るため、女性職員の職種や職域の拡大、管理職員への登用推進、研修機会の拡大などポジティブ・アクションを推進するとともに、毎年度、登用状況調査を行い公表する。また、教育現場では、資質と意欲のある女性教職員の管理職、指導主事などへの登用を促す。	人事課	・女性リーダーの育成を図るため、これまで自治大学校や市町村職員中央研修所等の女性幹部養成プログラムへの派遣を実施してきたが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修自体が中止等となり、派遣できなかった。 ・係長職昇任資格試験実施にあたり、女性職員の積極的な受験を促した。	・令和2年度については左記のとおり。今後も継続して実施する必要がある。 ・係長職昇任資格試験については、女性職員の積極的な受験を促し、合計16名の女性職員が受験した。今後も継続して受験しやすくなった係長職昇任資格試験を周知するとともに、女性の受験を促していく必要がある。	女性職員が活躍できる組織風土改革を推進するため、受験しやすくなった係長職昇任資格試験をより一層周知するとともに、女性リーダーの育成を目的とした高度な女性幹部養成プログラムへの派遣を継続的に行う。
			学校教育課	女性がリーダーシップを發揮できる機会を増やし、女性職員の学校経営参画意識を高めるため、校長・園長会議で管理職候補者の人材育成の重要性を伝えるとともに、学校訪問時の教育懇談会において、職員の学校経営参画意識を高めていくよう指導助言を行った。	更なる女性の能力活用の機会を拡大していく必要がある。	

			人権政策課	女性の能力活用のため、登用状況調査を実施し、公表した。	登用状況調査を実施し公表することで、職員が現状を知り、職場におけるポジティブアクションの推進につながったと考える。	継続して実施する。
52	男女共同参画の視点に立った行政刊行物などにおける表現の配慮	すべての職員が男女共同参画社会を正しく理解し、常に男女共同参画の視点に立ち職務を遂行できるよう、意識改革を目的とした研修受講機会の充実を図る。また、男女共同参画社会の理念や男女共同参画の意義などについて職員に周知を行う。	人権政策課(全課かい)	職員の意識改革や男女共同参画についての理解促進のため、男女共同参画推進セミナー、いっそDEフェスタ、男女共同参画の視点からの防災セミナーへの参加を働きかけた。	職員の意識啓発のため、男女共同参画に関する研修やイベントへの参加を呼びかけたことで、研修受講機会の充実や男女共同参画への理解促進へつながったと考える。	引き続き、男女共同参画に関する研修やイベントへの参加を積極的に働きかける。
53	市の施策に対する苦情への対応	市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情に関して男女共同参画専門委員を配置して対応する。	人権政策課	市の施策に対する苦情対応のため、男女共同参画専門委員を配置し、ホームページや広報やつしるにて周知した。 委員:弁護士2名、臨床心理士:1名 R2相談実績:0件	市の施策に対する苦情への対応のため、男女共同参画専門委員を配置したが、相談件数は0件であった。	引き続き、男女共同参画専門委員を配置し、苦情への対応を行う。

【施策の内容】

②市職員の意識改革

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度取組	令和2年度取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降取組
54	女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	特定事業主行動計画に基づき、市役所内での女性の活躍推進に資する取組みを進める。	人事課	女性職員が活躍できる職場環境づくりに向けた意識啓発や育児や介護等のライフイベントを想定した仕事へのアプローチ方法等の習得のため、女性を対象とした「女性のためのキャリアデザイン研修」を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	令和2年度については左記のとおり。当該研修自体は、令和3年度も実施する予定である。	女性活躍の更なる推進のため、引き続き、研修受講機会の提供や、情報提供を継続的に実施していく。 ※令和3年3月に、「特定事業主行動計画」と「女性職員活躍推進特定事業主行動計画」を統合した、「八代市職員活躍推進プラン」を策定。

55	職場におけるハラスメントの予防	ハラスメントのない職場づくりのために、職場におけるハラスメントの防止などに関する要項に基づき、職員への意識啓発を行う。	人事課	各部署において「各種ハラスメント防止のための行動計画」と「各種ハラスメント防止取組チェックシート」を作成するとともに、集合研修においてハラスメント防止研修を実施した。相談窓口を人事課、人権政策課、両組合に設置し相談しやすい体制を継続している。	全課かいから「各種ハラスメント防止のための行動計画」と「各種ハラスメント防止取組チェックシート」の提出を義務付けるとともに、ハラスメント防止研修(リモート開催)には109人の受講があった。引き続き、ハラスメントの無い職場を目指すためにハラスメント防止に関する研修を計画的に実施し、情報共有と徹底した意識啓発を図っていく。	ハラスメントの無い職場を目指すために、ハラスメント防止に関する研修を計画的に実施し、情報共有と徹底した意識啓発を図る。
56	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	男性職員の育児・介護休暇などの取得促進を図るとともに、多様な働き方に対する相互理解を深め、「仕事と生活の調和」、「男女共同参画社会づくり」を意識した職場形成を図る。	人事課	職員向けの掲示板を活用し、男性が取得できる育児関係休暇等の紹介や配偶者の出産の機会を捉えた周知資料を配布し、職員に対し、情報提供・意識啓発を図った。	職員向けの掲示板を活用し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の更なる推進をテーマとした資料を配布した。	・引き続き、適正な時間外勤務の運用、年次有給休暇等の計画的な取得、育児休業制度等の活用及び介護休暇制度等の活用について職員に対する周知を行い、意識啓発を図る。 ・取得促進につながるような取組を人事評価結果に反映できないか検討する。

【施策の内容】

③計画の適正な推進のための進行管理

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
57	男女共同参画計画の進行管理	男女共同参画計画を計画的かつ効果的に推進するため、市役所内の推進組織である八代市男女共同参画行政推進委員会や八代市男女共同参画審議会において実施状況を定期的に検証し、進捗状況を明らかにする。	人権政策課	男女共同参画計画の進行管理のため、八代市男女共同参画行政推進委員会や八代市男女共同参画審議会において、実施状況を検証し、進捗状況を明らかにした。 ・八代市男女共同参画審議会の開催1回 ・八代市男女共同参画行政推進委員会の開催1回	第2次男女共同参画計画の1年目の各課の取組に対する審議会からの意見について、行政推進委員会で情報共有を行い、計画の更なる推進を働きかけた。	R3年度も審議会と行政推進委員会をそれぞれ年1回ずつ開催する。

【施策の内容】

④国・県・他自治体との連携強化

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
58	国・県・他市町村との連携及び情報交換	市の男女共同参画の推進に当たっては、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画との整合を図るとともに、国・県・他市町村との共同による事業の実施や情報交換などの連携を図る。	人権政策課	熊本県主催のオンライン研修会へ参加し、県や他市町村と情報交換を行った。	県や他市町村の取り組みを知ることができた。また、情報共有をすることで連携強化にもつながったと考える。	引き続き、県や他市町村等と連携し、男女共同参画の推進に取り組む。

【基本的施策】

(2) 市民・各種団体などとの協働による推進

【施策の内容】

①市民活動団体の育成及び支援

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
59	男女共同参画推進に関する取組みへの活動支援	男女共同参画を推進する活動を行っている市民、団体及びその集まりである八代市男女共同参画社会づくりネットワークの活動を支援するとともに、ネットワーク活動がさらに充実するよう、会員の拡大を働きかける。	人権政策課	八代市男女共同参画社会づくりネットワークの事務局として、イベント開催や各種活動の支援を行った。 R2新規加入者:0 会員数:15団体、13個人(R3.4.1)	コロナ禍により、積極的な活動ができなかったが、いっそDEフェスタをオンラインで開催するなど、新たな取り組みへの支援を行うことができた。	ネットワークの活動が充実するよう、活動支援を継続して行う。また、ネットワークと協働で会員拡大の働きかけに取り組む。

【施策の内容】

②男女共同参画活動の拠点づくり

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
60	拠点施設の機能充実	男女共同参画に関する情報発信や啓発、相談などの機能を備えた活動拠点として、人権啓発センターの機能の充実を図る。	人権政策課	○啓発活動の実施 ・ビデオ、DVDの貸出 保有本数14本 貸出実績29回 ○人権相談の実施 ・女性に関する人権 ※相談件数:77件	啓発活動及び人権相談の実施により、一定の効果が得られたものと考えている。	継続して実施する。

【施策の内容】

③団体などとの連携

施策No.	具体的施策	取組内容	対象課かい	令和2年度の取組	令和2年度の取組に関する各課の評価と課題	令和3年度以降の取組
61	団体・事業所・関係機関との連携強化	老人会、地域婦人会、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員会、PTA及び事業所などとイベント、研修会などで連携を図るとともに、情報提供などを行う。	人権政策課	八代市男女共同参画社会づくりネットワークと連携し、イベントの開催や情報誌の編集発行を行った。また、男女共同参画に関するセミナー等の情報提供等も行った。	団体と連携して取り組むことで、イベントや情報誌の内容が充実したものとなった。また、セミナーなどの情報提供を行ったことで、団体の意識向上につながった。	引き続き、八代市男女共同参画社会づくりネットワークとの連携を図るとともに情報提供を行う。
			長寿支援課	市老人クラブ連合会が主催するシルバーヘルパー講習会への講師派遣【中止】令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止の為、中止となった。	シルバーヘルパーは地域の市老人クラブ会員がひとり暮らし高齢者等を訪問し、話し相手や安否確認を行う地域の互助活動でもある。その活動が持続性を持って継続されるために、市老人クラブ連合会への様々な支援を継続する必要がある。	市老人クラブ連合会が主催するシルバーヘルパー講習会に講師として出席し、講習会修了者が一人暮らし等の高齢者宅を訪問し、相談相手や生活援助活動の支援を実施予定。実施予定日 6月 参加予定者 100名
			生涯学習課	各種団体と連携し、まなびフェスタやつしろの開催に向け準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。代替イベントとして生涯学習発表大会を開催し、各種団体の成果発表・活動報告や人権関係作品展示等を行った。また、ステージ発表(無観客)を実施し、ケーブルテレビや八代市公民館で放映した。 参加団体:46	代替イベントでの開催となったが展示等各種団体と連携し実施した。	各種団体と連携し、まなびフェスタやつしろを毎年開催し、世代間・地域間交流を活性化し、より良い人づくり、まちづくりに繋げていく。

			健康福祉政策課	定例(毎月開催)の民生委員・児童委員協議会会長会において、情報交換や情報の共有化を図り、各単位民児協間における連携強化へつなげた。	【評価】 情報共有や連携強化を図ることで、地域福祉推進の円滑かつ適切な活動の実施につながるものとする。 【課題】 他団体等とイベントや研修会などで連携を図るまでには至っていない。	定例(毎月開催)の民生委員・児童委員協議会会長会や研修会(随時)等において、情報の共有化を図り、団体及び他団体との連携を強化する。
			商工・港湾振興課	関連する取組について、事業所等に対し、情報提供を行った。	可能な範囲でより効果的な対応を心がけた。	関連する取組について、事業所等に対し、情報提供を行う。
			農林水産政策課	事業の実施無し		
			水産林務課	魚食の普及のための「料理教室」や「やつしろみなどフェスタ」等のイベントに参加して行う魚料理の販売などで、漁業者(女性)と連携を図り、敬遠されがちな魚食について情報発信を行う事を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止等が相次ぎ、取組ができなかった。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各イベント等が中止になる中、今後は、料理教室などのweb開催も視野に入れる等、新しい取り組み(環境の整備)が必要。	新型コロナウイルス感染拡大の状況を見ながら、どのような取り組みができるのかを検討する。

IV

令和2年度男女共同参画推進室の事業実績

男女共同参画推進室の活動経過

期 日	内 容	詳 細	備 考
R2. 4. 16	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク役員会	(1) 総会案件について	
		(2) いっそDE フェスタ 2020 について	
R2. 5. 21	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク通常総会（書面議決）	(1) 令和元年度事業報告について	
		(2) 令和元年度決算及び監査報告について	
		(3) 役員改選について（任期延長）	
		(4) 令和2年度事業計画（案）について	
		(5) 令和2年度予算（案）について	
		(6) その他	
R2. 6. 23 ～6. 29	男女共同参画週間	広報やつしろ・市ホームページにて周知	
		各支所、コミュニティセンターにてポスター掲示	
		パネル展示	千丁支所 1F ロビー
R2. 7. 9	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク7月定例会	・担当班、会員拡大について	
	いっそDEフェスタ実行委員会	・スケジュール、予算、講師、プログラムについて	
R2. 7. 9	アドバイザー派遣事業	デートDV防止教育	市内中学校
R2. 7. 31	アドバイザー派遣事業	デートDV防止教育	市内中学校
R2. 8. 1	情報誌 Mi☆Rai 第1回編集会議	・テーマ、役割分担について	
R2. 8. 29	情報誌 Mi☆Rai 第2回編集会議	・特集記事について	
R2. 9. 10	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク9月定例会	・各チーム活動報告	
	いっそDEフェスタ実行委員会	・講師選定、ワークショップ、展示について	
R2. 9. 17	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク役員会	・いっそDEフェスタ講演会について	
R2. 9. 20	情報誌 Mi☆Rai 第3回編集会議	・編集作業	
R2. 10. 15	いっそDEフェスタ実行委員会	・講演会、広報について	
R2. 10. 27	男女共同参画推進セミナー第1回	「不安な気持ちを整える ストレスコントロール」 講師：ファイアースポット代表 桑原たか子 氏	オンラインライブ配信 参加者：16名
R2. 11. 9	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク役員会	いっそDEフェスタ講演会について	
R2. 11. 10	男女共同参画推進セミナー第2回	「言いたいこと・言いにくいことをきちんと伝える」	オンラインライブ配信

		講師：ファイアースポット代表 桑原たか子 氏	参加者：15名
R2.11.24	男女共同参画推進セミナー第3回	「リーダーの資質アップのために」	オンラインライブ配信
		講師：ファイアースポット代表 桑原たか子 氏	参加者：14名
R2.11.24	八代市男女共同参画審議会	(1) 第2次八代市男女共同参画計画の取組状況等について	千丁支所
		(2) 男女共同参画推進室の取組について	
R2.12.1	情報誌 Mi☆Rai 第4回編集会議	・編集作業	
R2.12.15	情報誌 Mi☆Rai 第5回編集会議	・編集作業	
R3.1.15	アドバイザー派遣事業	デートDV防止教育	市内高等学校
R3.1.21	アドバイザー派遣事業	デートDV防止教育	市内高等学校
R3.2.5	八代市男女共同参画行政推進委員会	(1) 第2次八代市男女共同参画計画の取組状況等に係る男女共同参画審議会意見について	八代市公民館
		(2) 男女共同参画推進室の取組について	
R3.2.14	いっそDEフェスタ2021	「広がる可能性と夢の実現～みんなに必要な新しい働き方～」	オンライン録画配信
		講師：(株)minitts 代表取締役 中村朱美氏	申込 192人 視聴回数 316回
R3.2.22	アドバイザー派遣事業	デートDV防止教育	市内中学校
R3.3.1～ R3.3.10	男女共同参画の視点からの防災セミナー	「いつかではなく、今やれること ～ママ目線での防災術～」	申込 36人 視聴回数 92回
		講師：歌う防災士 しほママ (柳原志保氏)	
R3.3.11	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク3月定例会	・各チームの活動報告、次年度の計画	
	いっそDEフェスタ実行委員会	・実施報告、アンケート結果、収支報告	
随時	八代市男女共同参画専門委員による苦情等の処理	弁護士2名・臨床心理士1名 委嘱	相談件数 0
随時	相談業務	八代市人権啓発センター人権相談員による	
随時	広報やつしろおよび八代市ホームページに記事掲載	熊本県主催事業実施周知及び参加募集、市主催事業の実施周知及び参加募集等広報・啓発	
随時	エフエムやつしろ「やつしろインフォメーション」出演	男女共同参画推進セミナーおよびいっそ DE フェスタ開催周知および参加者募集	
随時	八代市女性人材リスト 登録受付	市の審議会・委員会等方針決定の場への女性参画促進のためリストを作成し、登録募集	登録 31名

男女共同参画に関する推進事業

事業名	男女共同参画推進セミナー		
計画位置づけ	基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり 1 あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画 4 地域社会における男女共同参画の推進		
目的	女性のエンパワーメントを支援するためのセミナーを開催し、あらゆる分野での女性の活躍を推進する。女性の審議会等への登用促進。		
実施日時	令和2年10月27日(火)、11月10日(火)、11月24日(火) 19:00~21:00		
実施方法	オンラインライブ配信		
参加人数	延べ45人	募集対象	市内在住又は市内に通勤・通学する 18歳以上
タイトル	男女共同参画推進セミナー(3回)		
実施日	テーマ	内容	講師
10月27日(火)	不安な気持ちを整える ストレスコントロール	自分にストレスがかかるときはどんな時かを理解し、コントロール術を学ぶ	ファイアースポット代表 桑原たか子
11月10日(火)	言いたいこと・言いにくいことをきちんと伝える	分かってほしい思い、不満な思いなどの具体的な伝え方について演習する	
11月24日(火)	リーダーの資質アップのために	家庭、地域活動や職場などでの効果的なリーダーシップやコミュニケーションを学ぶ	
アンケート満足度	期待以上+期待 83.0%、どちらともいえない 17.0%		

事業名	男女共同参画の視点からの防災セミナー
計画位置づけ	基本目標 3 安全で安心して暮らせる社会づくり 4 女性の視点を反映した地域の防災力向上
目的	女性の視点を反映した防災活動や男女共同参画の視点にたった避難所運営を行うためセミナーを開催し、地域防災活動における男女共同参画を推進する。
実施日時	令和3年3月1日(月)～10日(水)
実施方法	オンライン録画配信
参加人数	申込 36人 視聴回数 92回
タイトル	いつかではなく、今やれること ～ママ目線での防災術～
講師	歌う防災士 しほママ(柳原志保さん)
アンケート満足度	大変良かった 61.0% 良かった 39.0%

男女共同参画に関する啓発事業

事業名	アドバイザー派遣事業
計画位置づけ	基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり 基本目標3 安全で安心して暮らせる社会づくり 1 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶
目的	(1) 男女共同参画意識の高揚 ・地域、職場、学校などの団体等が主催する講座、研修会などに講師を派遣し、啓発活動等を支援する。 (2) デートDV防止教育 ・若年層、特に中高生のデートDVを防止するため、学校における教育・啓発活動を強化する。
実施日	(1) デートDV防止教育 7月9日、31日、1月15日、21日、2月22日
参加人数	(1) デートDV防止教育 合計 481人(5校)
アンケート理解度	【デートDV防止教育】5校平均 よく理解できた77.4% 少しは理解できた21.3% あまり理解できなかった1.3%

事業名	男女共同参画情報誌「Mi☆Ra i第17号」発行
計画位置づけ	基本目標1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり 1 意識改革のための広報・啓発の推進
目的	・男女共同参画情報誌を発行、世帯回覧にて情報提供し、市民へ男女共同参画に関する啓発を行う。
発行内容	・広報やつしろ令和3年2月1日号配布と同時期に、世帯回覧等。 ・A4版 4ページ フルカラー刷り

事業名	いっそDEフェスタ 2021 開催		
計画位置づけ	基本目標 1 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり 1 意識改革のための広報・啓発の推進 ① 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進		
目的	・市民を対象にしたイベント、講演会、講座等を開催し、男女共同参画に関する啓発を図る。		
実施日時	令和3年2月14日(日) 10:00~23:00		
実施方法	オンライン録画配信		
参加人数	申込 192 人 視聴回数 316 回	実施方法	いっそDEフェスタ実行委員会に委託し、市民との協働により開催
<p>《イベント概要》</p> <p>講演会 「広がる可能性と夢の実現 ～みんなに必要な新しい働き方～」 講師：中村 朱美さん（株式会社 minitts 代表取締役）</p>			
アンケート満足度	<p>とても良かった 68%</p> <p>良かった 29%</p> <p>ふつう 3%</p> <p>あまりよくなかった 0%</p>		

V

データでみる八代市の男女共同参画の状況

八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査

(令和3年3月31日現在)

1. 審議会等への女性の登用状況

(1) 地方自治法第180条の5に基づく委員会(委員会数6)

委員会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
教育委員会	4	2	50.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
公平委員会	3	1	33.3
監査委員	3	0	0.0
農業委員会	18	2	11.1
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
小計①	35	5	14.3

(2) 地方自治法第202条の3に基づく審議会(審議会数33)

	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計②	487	153	31.3

	委員総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
合計(①+②)	522	158	30.3

(3) その他要項等に基づく委員会、協議会、懇話会等(委員会等数21)

委員会、協議会、懇話会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小計③	337	112	33.2

※(1)(2)(3)の合計(審議会等数68)

合計	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
計(①+②+③)	859	270	31.4

2. 女性議員

区分	現員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
八代市議会	28	1	3.6

3. 女性職員の役職登用状況 (※各種委員会を含み、現業職員を除く) (令和3年4月1日現在)

	職員総数	課長級以上	補佐級	係長級	役付計
職員総数(女性+男性)	1088	122	224	102	448
女性の数	440	12	47	38	97
女性の割合(%)	40.4	9.8	21.0	37.3	21.7

○八代市における審議会等委員への女性の登用状況

	地方自治法第180条の5 に基づく委員会 ①			地方自治法第202条の3 別表7による審議会 ② ※広域を含まない			合計 ①+②			その他要項等による 委員会、審議会、協議 会等 ③			合計 ①+②+③		
	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)
H28.3.31	53	4	7.5	575	184	32.0	628	188	29.9	343	118	34.4	971	306	31.5
H29.3.31	53	4	7.5	493	159	32.3	546	163	29.9	455	138	30.3	1,001	301	30.1
H30.3.31	53	5	9.4	480	139	29.0	533	144	27.0	424	152	35.8	957	296	30.9
H31.3.31	64	6	9.4	460	144	31.3	524	150	28.6	457	153	33.5	981	303	30.9
R2.3.31	64	6	9.4	469	148	31.6	533	154	28.9	464	155	33.4	997	309	31.0
R3.3.31	35	5	14.3	487	153	31.4	522	158	30.3	337	112	33.2	859	270	31.4

○八代市の女性職員の役職登用状況

	全体			課長級以上			補佐級			係長級			役付総数		
	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員総 数	女性 の数	女性の 割合 (%)									
H28.4.1	1,083	417	38.5	138	13	9.4	212	50	23.6	90	25	27.8	440	88	20.0
H29.4.1	1,090	422	38.7	137	10	7.3	219	49	22.4	85	26	30.6	441	85	19.3
H30.4.1	1,100	439	39.9	109	7	6.4	228	43	18.9	79	30	38.0	416	80	19.2
H31.4.1	1,093	436	39.9	107	7	6.5	240	57	23.8	119	40	33.6	466	104	22.3
R2.4.1	1,091	437	40.1	125	12	9.6	251	58	23.1	105	39	37.1	481	109	22.7
R3.4.1	1,088	440	40.4	122	12	9.8	224	47	21.0	102	38	37.3	448	97	21.7

○八代市の新規採用職員の採用状況

	総 数	女 性 の 数	女 性 の 割 合	職種ごとの女性の数 ()は男性の数												
				事務 職	技術 職	保育 士	教諭 幼稚園	保健 師	看護 師	技師 臨床検査	福祉 士 精神保健	衛生 士 歯科	栄養 士 管理	福祉 士 社会	学芸 員	
H28年度	36	20	55.6	11(9)	1(7)	2(0)	0(0)	2(0)	1(0)						2(0)	1(0)
H29年度	42	19	45.2	10(18)	1(4)	4(0)	3(0)	0(0)	0(0)						1(0)	0(1)
H30年度	45	25	55.6	12(15)	2(5)	5(0)	1(0)	3(0)	0(0)						1(0)	1(0)
H31年度	36	15	41.7	6(13)	0(7)	5(1)	2(0)	1(0)	0(0)						1(0)	
R2年度	27	12	44.4	5(7)	1(7)	4(0)	0(0)	2(0)	0(0)			0(1)				
R3年度	43	12	27.9	5(16)	0(14)	4(1)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	

VI

資 料

八代市男女共同参画推進条例

平成 17 年 8 月 1 日
条例第 8 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する施策（第 10 条—第 13 条）
- 第 3 章 八代市男女共同参画審議会（第 14 条・第 15 条）
- 附則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を謳っている。にもかかわらず、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

八代市は、伝統的な保守性と進取の精神が対峙し、又は包容しながら誇るべき歴史と文化を培ってきた。

しかしながら一部ではあるが、閉鎖的、排他的な気風と慣習が残り、男性を中心とする意識や、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が今なお存在している。また、市民生活のさまざまな場面において、女性は控えめであることが求められ、女性自身もまたこれを容認する傾向が残っている。

このような状況を踏まえ、すべての「ひと」男女が、社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、自分らしく個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合い、幸せな生活が送れるまちの実現をめざして、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、実現すべき姿の達成に向けて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (3) ジェンダー 男女の役割を固定的に捉える社会的、文化的に培われ形成されてきた性別をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。
- (5) 積極的格差是正措置 第 1 号に規定する機会についての男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が共に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動を円滑に行うことができるよう配慮されること。
(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。
 - イ 「男らしさ」「女らしさ」という観念にとらわれず、「その人らしさ」を尊重しあう家庭になること。
- (2) 職場において実現すべき姿
 - ア 育児休業や介護休業を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できるようになること。
 - イ 採用、配置、賃金、昇進等の男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、ジェンダーにとらわれない生き生きとした職場になること。
 - ウ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつくられること。
- (3) 学校において実現すべき姿
 - ア 教育のあらゆる分野で、「男の子だから」「女の子だから」ではなく、個性を尊重し能力を発揮できる教育が進むこと。
 - イ 男女共同参画の推進について指導者の研修の機会が増進されること。
- (4) 地域において実現すべき姿
 - ア 古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域がつくられること。
 - イ 男女が対等に地域活動に参画することにより、住みよい地域づくりに貢献できること。
(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「施策」という。)を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、男女共同参画に関する教育の推進、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、国、県、他の地方公共団体その他関係団体(事業者を含む。)との連携に努めなければならない。
(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において、自ら進んで男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、率先して男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 公衆に表示する情報を発信しようとするものは、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する施策

(行動計画)

第10条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を聴くとともに、八代市男女共同参画審議会に意見を求めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(男女共同参画週間)

第11条 市は、市民の間に広く男女共同参画について関心と理解を深め、男女共同参画の推進に関する活動への積極的な参加を促すため、八代市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設ける。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組みを積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 市民又は市内に在勤する者若しくは在学する者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害されたことについて苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出について、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する事務を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するほか、必要な体制の整備を行うものとする。

4 前項の機関は、第1項の規定により施策についての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて市長に対し説明及び関係資料の提出等を求め、必要があると認めるときは、勧告等を行うことができる。

5 第3項の機関は、第1項の規定により人権を侵害されたことについての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて関係者に対し、その協力を得た上で資料

の提供及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うとともに、市長に対して勧告するよう求めることができる。

(年次報告)

第 13 条 市長は、毎年度男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第 3 章 八代市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 14 条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例(平成 13 年八代市条例第 31 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

八代市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 8 月 1 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八代市男女共同参画推進条例(平成 17 年八代市条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の処理)

第 2 条 条例第 12 条第 3 項に規定する機関として男女共同参画専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

2 専門委員は 3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

4 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 専門委員は、再任されることができる。

6 市長は、専門委員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は専門委員に職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務等)

第 3 条 専門委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定により、苦情等の申出について調査し、助言、是正の要望、勧告等を行うこと。

(2) 前号に規定する職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 専門委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行う。

(1) 職務の執行の方針に関する事項

(2) 職務の執行の計画に関する事項

(3) その他専門委員が合議により処理することが適当であると認められる事項

4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情等の申出)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項の規定による申出は、書面(様式第 1 号)により行うものとする。ただし、専門委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、専門委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第 5 条 専門委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁判等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 条例又はこの規則に基づく専門委員の行為に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、専門委員が調査することが適当でないと認める事項
- 2 専門委員は、条例第12条第1項の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から1年を経過した日以降にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 専門委員は、前2項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面(様式第2号)により通知するものとする。
(調査開始の通知等)
- 第6条 専門委員は、条例第12条第1項の規定による申出について調査を開始するときは、市長又は関係者に対し、その旨を書面(様式第3号)により通知するものとする。ただし、人権侵害の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。
- 2 専門委員は、条例第12条第4項又は第5項の規定により、市長又は関係者に対し説明及び関係資料の提出等を求めるときは、書面(様式第4号及び第5号)により依頼するものとする。
(調査結果等の通知等)
- 第7条 専門委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し書面(様式第6号)により通知するものとする。この場合において条例第12条第4項の勧告等又は同条第5項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。
- 2 専門委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第12条第4項の勧告等又は同条第5項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした市長又は関係者に対し、書面(様式第7号)により通知するものとする。
(勧告、意見表明及び助言)
- 第8条 専門委員は、条例第12条第4項の申出について調査した結果、必要があると認めるときは、市長に対し、同項の勧告のほか、意見表明又は助言をするものとする。
- 2 条例第12条第4項の勧告又は前項の意見表明若しくは助言は、書面(様式第8号)により行うものとする。
(助言、是正の要望等)
- 第9条 専門委員は、条例第12条第5項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した文書の交付を求められたときは、書面(様式第9号)により交付するものとする。
- 2 条例第12条第5項の是正の要望等は、書面(様式第10号)により行うものとする。
- 3 専門委員は、市長に対して条例第12条第5項の勧告を求めるときは、書面(様式第11号)により行うものとする。
- 4 市長は、前項により勧告を求められた場合において、必要があると認めるときは、書面(様式第12号)により勧告するものとする。
(是正その他の措置の報告)
- 第10条 専門委員は、条例第12条第4項の勧告又は第8条第1項の意見表明を行ったときは、市長に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告(様式第13号)を求めるものとする。

(処理状況報告書)

第 11 条 専門委員は、毎年度 1 回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

(審議会)

第 12 条 条例第 14 条に規定する八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 行動計画の策定に関する事項

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の評価に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、前項に定める事項について市長に意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第 13 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 14 条 会議は会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(窓口)

第 15 条 条例第 12 条第 1 項に規定する苦情等の申出の受付及び審議会の庶務については、市民環境部人権政策課において処理する。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例施行規則(平成 14 年八代市規則第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 25 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 10 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式(省略)

八代市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和元年8月5日～令和3年8月4日（2年間）又は

任期：令和2年11月24日～令和3年8月4日（山本委員）

	氏名	
委員	かめだひろこ 亀田 宏子	
副会長	こが けいこ 古閑 啓子	
委員	こが のりつぐ 古賀 倫嗣	学識経験者
委員	さくらい ゆきえ 櫻井 幸枝	
委員	さわ まゆみ 澤 真由美	
会長	しげもと きみしげ 重本 公茂	学識経験者
委員	ながよし よしあき 永吉 功明	
委員	ふくだ さちよ 福田 幸代	
委員	もりした きみこ 森下 貴美子	
委員	やまぐち こうじ 山口 孝二	
委員	やまもと まさこ 山本 雅子	
委員	よしだ ゆき 吉田 友紀	

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2021/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
1	広がる未来 私が選ぶ	チャレンジする女性たちの現在を描く	30	男女共同参画	ドキュメンタリー	一般	2005年 《VHS》
2	八代市女性模擬議会	女性模擬議会の記録	120	記録として (男女共同参画)	記録	一般	《VHS》
3	山田家の食卓	---	45	男女共同参画	--	--	《VHS》
4	ドメスティック・バイオレンス 家庭内における女性と子どもへの影響	児童虐待がここ10年10倍以上に増え続けている。今、子ども達に何が起きているのか。その原因はドメスティックにあるとされている。ドメスティック・バイオレンスの女性と子どもへの影響について、福祉に携る現場の方々のお話を交えて考える。	25	DV	学習	一般	1988年 《VHS》
5	ドメスティック・バイオレンス どうして私を殴るのですか ～妻や恋人への暴力は犯罪です～	夫や恋人からの暴力・・・ドメスティック・バイオレンスについての解説や女性へのアドバイス	25	DV	学習	一般	《VHS》
6	根絶！夫からの暴力'04 (改訂版)	平成13年4月配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。夫からの暴力に悩む女性を主人公にしたドラマを通して、それがどのような法律であるか、実際暴力を受けている人を保護するためにどのような政策がなされているかを紹介する。「配偶者暴力防止法」が改正されたことを受けて一部改定したものである。	27	DV	ドラマ	一般	2004年 《VHS》
7	21世紀はみんなが主役 男女共同参画社会基本法のあらし	①男女共同参画社会とは何か ②男女共同参画社会の実現の必要性 ③男女共同参画社会基本法成立に至るまでの経緯 ④男女共同参画社会基本法の5つの基本理念 ⑤国の取組み	23	男女共同参画	ドラマ	一般	2002年 《VHS》
8	ロボットハートのぎもん	男の子、女の子って何ですか？—人間の心がわからないロボット「ハートン」の疑問をアカリとユウキは解決できるか？	17	男女共同参画	アニメ	小学生 高学年	2004年 《VHS》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2021/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
9	ならんで一緒に歩きたい 男女共同参画社会づくりに 向けて	日本女性がいま、どのような問題を抱えているのか、また、日本が女性問題の解決に向け、世界にどれだけ貢献できるのかななどをまとめた作品。	16	男女共同参画	学習	一般	1996年 《VHS》
10	元気に再チャレンジ！～キラ キラしている女性 たち～	再就職を目指す主婦が、不採用の連続という厳しい現実にも直面しながらも、地域の女性センターなどで開催される「再就職支援セミナー」に参加することで勇気づけられ、再び求職活動に積極的に取り組む。果たして努力は実るのか？実際に再チャレンジを果たした女性たちが登場し、実体験を語りながら力強いエールを送る。	25	男女共同参画	ドラマ	一般	2006年 《VHS》
11	体験！発信！チャレンジ・ ストーリー ～まちづくりにかける元気な 女性たち～ダイジェスト版	まちづくりにかける元気な女性たちの事例3件を紹介。・滋賀県栗東市：NPO法人「びいめ～る企画室」コミュニティ・ショップの夢にチャレンジ！・熊本県宇城市：「風の会」歴史ある町並みを蘇らせる女性たち！・京都府舞鶴市：NPO法人「舞鶴市女性センターネットワークの会」“人”と“気持ち”をつなげたい！	39	男女共同参画	ドキュメント	一般	2006年 《VHS》
12	ワーク・ライフ・バランス ～働きがいのある職場と 生き生きした暮らし～	ワーク・ライフ・バランスとは、多様化する生活スタイルや働き方に対する新たな取り組みのこと。仕事と生活の調和を図るために、ワーク・ライフ・バランスを推進する組織や個人の取り組みを紹介する。	27	男女共同参画	学習	一般	2007年 《VHS》
13	夢へのパスポート ～まちづくりにかける元気な 女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ。内閣府が男女共同参画のロールモデルとして発信する第2弾。本作では、新潟県上越市、岐阜県郡上市、東京都大田区の女性たちの奮闘ぶりを描く。	87	男女共同参画	ドキュメント	一般	2007年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2021/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
14	明日への道しるべ ～まちづくりにかける元気な女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ、第3弾。本作では、青森県八戸市(はちのへ女性まちづくり塾生の会)「再発見！私たちのオリジナル観光マップ」、福島県安達郡大王村(森の民話茶屋)「伝えたい！民話で語る村の心」の女性たちの活動を追いかける。	60	男女共同参画	ドキュメント	一般	2008年 《DVD》
15	配偶者からの暴力の根絶をめざして～配偶者暴力防止法のしくみ～	配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力は、あなたの身近なところでおきています。このDVDでは、配偶者からの暴力の根絶をめざして、「配偶者暴力防止法」のしくみ等についてわかりやすく紹介しています。	35	DV	学習	一般	2008年 《DVD》
16	デートDV ～相手を尊重する関係をつくる～	DV(ドメスティック・バイオレンス)は親密な関係の相手に対してふるうからだと心への暴力です。これは大人だけの問題ではありません。若者の間でも広くおきています。デート相手にするので「デートDV」と呼びます。若者たちが、DVをする人にもされる人にもならないために学ぶ教育が、今必要とされています。 若者たちが「デートDV」とは何か、なぜおきるのか理解し、それが自分の問題だと気づくことや学ぶことが必要です。学校などで若者たちが、相手を尊重する関係をつくる大切さを、具体的にわかりやすく学べるように制作されています。	30	デートDV	学習	生徒 一般	2006年 《DVD》字幕入り
17	人と人とのよりよい関係をつくるために —交際相手とすてきな関係をつくっていくためには—	若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために」を使った授業の例を指導者向けにわかりやすく解説した教材です。若年層にそのまま視聴できる部分も含めた構成になっています。	42	デートDV	学習	生徒 一般	2010年 《DVD》一部字幕入り

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2021/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
18	わかったつもりでいませんか？ セクハラ対策の新常識 ① 「セクハラになる時、 ならない時」	どのような時にセクハラになり、どのような時にはならないのか。また相手によってセクハラになったりならなかったりする理屈を、アニメを用いて分かりやすく解説。 他に人権侵害型とジェンダー型のグレーな事例を詳しく解説。 ・セクハラになる時とならない時の違いは何か ・ジェンダー型セクハラ など	24	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般	《DVD》 アスパクリエイト企画
19	わかったつもりでいませんか？ セクハラ対策の新常識 ② 「あなたならどうする？」	ディスカッション用の事例ドラマと、考えるヒントとしての設問・解説によって構成。微妙なセクハラの当事者となったとき、どのような対応をすればよいかを考える教材。 ・上司から個人的な好意を寄せられた部下 ・部長によるセクハラ行為を部下から相談された課長	25	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般 (管理職向け)	《DVD》 アスパクリエイト企画
20	ムーブフェスタ 2009 ミュージカル 扉の向こうに	本 DVD は、九州市立男女共同参画センター”ムーブ”で毎年開催されている「ムーブフェスタ」において、「男女共同参画一心をつなぐ、夢をつなぐ、未来へつなぐ」をテーマに、オープニングイベントとして製作されましたオリジナルミュージカル『扉(ドア)の向こうに』が収録されています。仕事、家庭、介護、結婚、夫婦などの視点から共同参画を実感できる内容です。	100	男女共同参画	ミュージカル	一般	2010 年 《DVD》
21	私らしくマイノリティを生きる ～女性差別撤廃条約のいま～	本作品は、複合的な差別を乗り越えようとしている当事者の声を紹介します。当事者の声は、私たちに见ようとしなければ見えにくいマイノリティの立場に置かれた人びとへの差別に気づかせ、あわせて女性差別のない社会に向けて立ち上がる必要性を学ぶことができる作品です。	20	男女共同参画	学習	一般	2013 年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2021/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
22	いろんな性別 ～LGBTに聞いてみよう！ ～	本作品は、LGBT(性的少数者)について、アニメーションの動物たちが性別について説明しながら、実写部分では小学5年生15人がLGBTの大人6人にいろいろな質問をする内容で、作られています。 ※先生向け用も収録されています。	児 童 用 34 先 生 用 30	性的マイノリ テ イ LGBT	学 習	児 童 教 諭	2011年 《DVD》
23	高校生向け人権講座 セクシャルマイノリティ入門 「もしも友だちがLGBTだったら？」 「LGBTインタビュー」	本作品は、ドラマ仕立てとなっており、高校生の主人公がLGBTであることを、周囲に打ち明けるまでの葛藤が描かれています。また、ドラマ終了後に当事者メッセージも収録してあります。	20	性的マイノリ テ イ LGBT	ド ラ マ ・ イ ン タ ビ ュ ー	生 徒 一 般	2010年 《DVD》
24	あなたがあなたらしく生きるために ～性的マイノリティと人権～	本作品は、性的マイノリティについて正しい理解を持ち、さらに、誰もが自分らしく毎日を過ごすため、立場の異なる一人ひとりが何をすべきか、また社会全体がどんな取り組みをすべきなのかを分かりやすく解説してあります。	30	性的マイノリ テ イ LGBT	学 習 ド ラ マ	一 般	2014年 《DVD》
25	安心できる避難所づくり ～男女共同参画の視点を 避難所運営に～	災害は、いつ、どこで起きてもおかしくありません。その時のために、どのような避難所づくりが大切なのか、男女共同参画の視点から解説してあります。	26	男 女 共 同 参 画	学 習	一 般	2013年 《DVD》
26	ワーク・ライフ・バランスを 知っていますか？ ～働くオトコたちの声～	ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と「生活」を調和させるライフスタイルのことをいいます。本作品では、ワーク・ライフ・バランス社会の実現を目指す企業や、仕事と家庭の理想的なバランスを実践する人々の姿をドキュメンタリータッチで紹介してあります。	26	男 女 共 同 参 画	ド キ ュ メ ン タ リ ー	一 般	2008年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

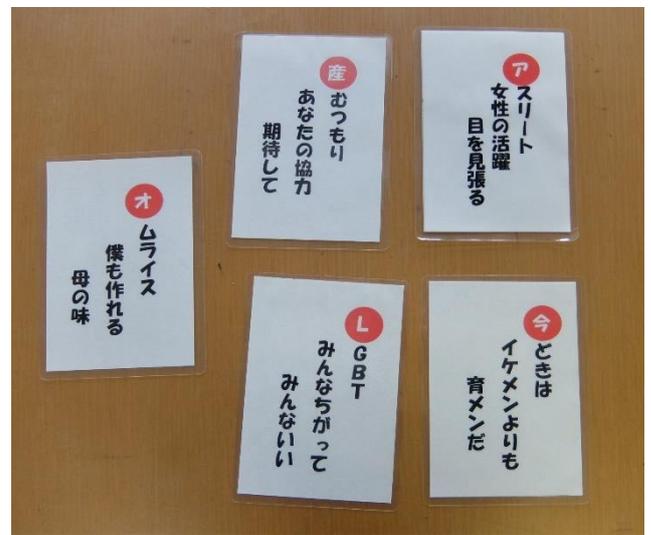
2021/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
27	小学生向け男女共同参画 学習 DVD ロボットハートのぎもん	このDVDでは、学校の普通の生活の中で、男女共同参画の視点をもたなければ、見過ごされてしまうような事例をとり挙げています。「男の子だから、女の子だから」ということでの慣例や思いこみが様々な場面にあるんだということを子ども達が理解し、日頃からそのような視点を持って生活できるように構成されています。(聴覚障がい者用字幕入り)	17	男女共同参画	アニメ	児童	2004年 《DVD》
28	LGBTを知ろう	LGBTの人たちを取り巻く現状を理解し、職場や教育現場でどのように具体的に取組んでいけばよいのかを、イラストやデータ、事例などを豊富に盛り込んでわかりやすく解説しています。	20	性的マイノリテ ィ LGBT	学習	一般	2016年 《DVD》
29	わたしらしく あなたらしく 多様な性を生きる	このビデオでは、悩みながらも自分らしく生きようとする性的マイノリティの人たちの姿を通して、多様な性が共に生きる社会はどうあるべきかを考えていきます。	38	LGBT	ドキュ メント	一般	2018年 《DVD》

八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）

プロフィール	<p>八代みらいネット（八代市男女共同参画社会づくりネットワーク）は、男女がともにいきいきと暮らす社会づくりをめざして、地域で活動する個人や団体が集まったネットワークです。</p> <p>男女共同参画についての学習会や啓発グッズの開発などの自主活動のほか、八代市主催事業（いっそ DE フェスタなど）への参画等、積極的な活動を展開しています。</p> <p>モットーは「一人の百歩よりも百人の一步」。ともに歩む仲間をいつでも募集中です。グループでも個人でも大歓迎。みなさまの参加をお待ちしています。</p>
主な活動内容	<p>出前講座、会員学習会、会員レクリエーション、啓発グッズの作成、市主催事業の受託（いっそ DE フェスタ）、通常総会（年1回）、定例会（2か月に1回）など</p>
会 員	<p>◇ 個人会員 満20歳以上の者であって、八代市内に居住又は通勤・通学する者</p> <p>◇ 団体会員 八代市内に主な活動拠点を有する団体</p>

啓発グッズ【ジェンダーかるた】





八代市男女共同参画
シンボルマーク

発行者：八代市
所属：人権政策課
発行年度：令和3年度